

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

訓 令

北海道訓令第15号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、同条第10号中「室の」を「室等の」に改め、同号を同条第13号とし、同条第9号中「代表課の」を「代表課等の」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号中「本庁の課長」を「組織規則第6条第1項及び第2項に規定する課及びセンターの長」に、「及び部内室」を「、局及び局内室」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「部内室長」を「局内室長」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「第23条第1項」を「第23条第2項」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 局次長 本庁の局に置かれた次長をいう。

第2条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 部次長 本庁の次長及び出納局次長をいう。

(8) 局長 本庁の局長(出納局長を除く。)をいう。

第4条の見出し中「部長」の次に「、部次長、局長」を加え、同条第1項中「(部に置く局長を含む。出納局にあっては局次長、労働委員会事務局にあっては事務局次長。以下同じ。)」を「、局長」に改め、「当該部」の次に「、局」を加え、同条第2項中「部内室長(知事政策部知事室長を除く。)」を「局内室長」に、「部長又は部次長」を「局長」に、「部長の」を「局長の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項

の次に次の1項を加える。

3 局次長は、局長が専決することができる事項(当該局次長の主管に属する事務に係るものに限る。)のうち、あらかじめ局長の指定するものを専決することができる。

第4条の2第2項中「部次長専決事項」を「部次長及び局長専決事項」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「部長」を「部次長、局長」に改める。

第6条の見出し中「部次長」を「課長」に改め、同条第1項中「部次長」を「課長」に、「部長」を「部次長又は局長」に改める。

第16条中「、知事の承認を得て」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

部長専決事項

- 1 部次長及び局長(相当職を含む。)の職務に専念する義務を免除すること。
- 2 部次長及び局長(相当職を含む。)が国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員の職又は団体の役職員の地位を兼ねることを承認すること。
- 3 部次長及び局長(相当職を含む。)が営利企業等に従事することを許可すること。
- 4 部次長及び局長(相当職を含む。)の職にある者の休暇及び勤務しないことについて承認すること。
- 5 部次長及び局長(相当職を含む。)の職にある者に対し、旅行を命ずること。
- 6 部次長及び局長(相当職を含む。)の職にある者に対し、時間外勤務及び休日勤務を命ずること。

部次長及び局長専決事項

- 1 訓令を改廃すること。
- 2 法令に基づき、許可、認可等及び処分取消し等を行うこと。
- 3 法令に基づき、資格、権利、計画等の認定、確認等を行うこと。
- 4 法令に基づき、地域、機関、団体、人等を指定し、及びその取消し、変更等を行うこと。
- 5 法令に基づき、施設等の設置、変更、閉鎖等及び行為の禁止、停止、制限等を命ずること。
- 6 法令に基づき、聴聞を行い、及び弁明の機会を与えること(当該聴聞又は弁明の機会の付与に係る処分が課長専決事項又は出先機関の長の専決事項とされているものを除く。)
- 7 法令に基づき、国、地方公共団体その他関係団体等に対し、要請を行うこと。
- 8 不服申立て及び訴訟に係る決定(訴えを提起することを除く。)を行うこと。
- 9 附属機関(結核診査協議会及び感染症診査協議会を除く。以下同じ。)の委員の任免に関すること。

- 10 課長（相当職を含む。）の職務に専念する義務を免除すること。
- 11 課長（相当職を含む。）及び部に属する出先機関の長の職にある者が国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員の職又は団体の役職員の地位を兼ねることを承認すること。
- 12 課長（相当職を含む。）及び部に属する出先機関の長の職にある者が営利企業等に従事することを許可すること。
- 13 課長（相当職を含む。）の職にある者の休暇及び勤務しないことについて承認すること。
- 14 課長（相当職を含む。）の職にある者に対し、旅行を命ずること。
- 15 課長（相当職を含む。）の職にある者に対し、時間外勤務及び休日勤務を命ずること。

課長専決事項

- 1 市町村、団体、事業者等に対し、指示、助言、援助、勧告等を行うこと。
- 2 法令に基づき、許可、認可等を更新すること。
- 3 法令に基づき、事業者等を登録し、及びこれを抹消し、又は削除すること。
- 4 法人その他の団体の役員の選任、定款等の変更、予算、事業計画、財産の処分等を承認すること。
- 5 法令に基づき、許可証、免許証等の交付を行うこと。
- 6 分掌事務に関する諸証明を行うこと。
- 7 法令に基づき、報告を徴し、又は職員に立入検査させ、土地等を一時使用させ、若しくは物件を収去させること。
- 8 法令に基づき、告示、公告、公表等を行うこと。
- 9 国、地方公共団体その他関係団体等に対し、業務を委託し、及びこれらの者から業務を受託すること。
- 10 国、地方公共団体その他関係団体等との間における協議及び意見の聴取又は申出を行うこと。
- 11 届出、報告等を受理し、及び国の機関等に対する申請、届出、報告等を進達すること。
- 12 国の機関等に対し、届出、報告、通知等を行うこと。
- 13 法令に基づき、試験の受験者の資格を認定し、及び試験を実施すること。
- 14 法令に基づき、行政庁に対し、許可、認可等を申請すること。
- 15 行政庁に対し、負担金、補助金、交付金等の交付を申請すること。
- 16 法令に基づき、聴聞を行い、及び弁明の機会を与えること（当該聴聞又は弁明の機会の付与に係る処分が課長専決事項とされているものに限る。）。
- 17 儀式及び表彰を行い、及び表彰を具申すること。
- 18 内部協議機関の委員並びに附属機関及び内部協議機関の幹事、書記等の職員を任免すること。

- 19 所属職員の職務に専念する義務を免除すること。
- 20 所属職員の休暇及び勤務しないことについて承認すること。
- 21 所属職員を併職させること。
- 22 所属職員に対し、旅行を命ずること。
- 23 証人等に対し、旅行を依頼し、及び北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）第12条の2の規定に基づき、証人等に支給する旅費を承認すること（札幌医科大学の学長の職務及びこれに相当する職務並びにこれらを超える職務としての旅費を承認する場合を除く。）。
- 24 所属職員に対し、時間外勤務及び休日勤務を命ずること。
- 25 公文書の開示等に関する決定、通知等を行うこと。
- 26 個人情報の開示等に関する決定、通知等を行うこと。

代表課長専決事項

- 1 一般職に属する非常勤職員及び臨時的任用職員を任免すること。
- 2 部内の職員（部に属する出先機関の職員を含む。）に対し、被服を貸付すること。
- 3 次に掲げる職員が国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員の職又は団体の役職員の地位を兼ねることを承認すること。
 - (1) 部内の職員（部長並びに部次長、局長、局次長、室長及び課長（相当職を含む。）を除く。）
 - (2) 部に属する出先機関の職員（長の職にある者を除く。）
 - (3) 部に属する出先機関の長の所管に属する出先機関の職員
- 4 前項各号に掲げる職員が営利企業等に従事することを許可すること。

主幹専決事項

- 1 法令に基づき、許可証、免許証等の再交付、書換交付、返納の受理を行うこと。
- 2 法令に基づき、台帳等を閲覧させ、又は縦覧に供すること。
- 3 軽易な事項に係る照会を受理し、及びこれを処理すること。
- 4 軽易な事項に係る証明を行うこと。
- 5 文書の督促又は返戻を行うこと。
- 6 その他軽易又は定例的な事項で課長の指定するもの

別表第2（第5条関係）

部	局室課	事 務	部次長及び局長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	1 庁舎の管理に関する事務	(1) 庁舎における集会、演説又は文書若しくは図面の配布を許可すること。	(1) 庁舎の管理に伴う許可、承認等（集会、演説又は文書若しくは図面の配布に係るものを

				除く。)をすること。				る確認を行うこと。
		2 道有車両の管理に関する事務		(1) 庁用車の配車を承認すること。				(2) 職員の児童手当の受給資格及び児童手当の額を認定すること。
		3 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく公有財産等に関する事務	(1) 第238条の2第3項の規定に基づき、委員会等からその管理に属する行政財産の用途廃止に伴う引継を受けること。					(1) 次に掲げる支出命令の審査及び支出負担行為の確認を行うこと。 ア 給与その他の給付に係るもの イ 需用費のうち光熱水費、役務費のうち通信運搬費及び手数料並びに公課費に係るもの ウ ア及びイに掲げるもののほか1件の金額が5,000万円未満のもの エ 支出の更正及び戻入に係るもの
		4 その他の事務	(1) 本庁各部課の部屋の割当を行うこと。					
	行政改革局総務業務センター	1 職員手当の認定に関する事務		(1) 職員（組織規則第2章に規定する本庁、北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）第2章に規定する教育庁の本庁、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、連合海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局の職員をいう。以下この項において同じ。）の扶養親族を認定し、並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の額を決定し、並びにこれらに係				
	人事局 人事課	1 職員の任免等に関する事務		(1) 吏員（本庁の主査（相当職を含む。）の職にある者に限る。）を採用し、昇任（本庁の主査（相当職を含む。）の職への昇任に限る。）させ、勤務換えし、役職換えし、駐在させ、出向させ、及びその退職を承認すること。 (2) 地方自治法（以下この項において「法」という。）第180条の3の規定に基づき、職員				(1) 職員（本庁の主査（相当職を含む。）の職にある者を除く。）を採用し、昇任（本庁の主査（相当職を含む。）の職への昇任に限る。）させ、勤務換えし、役職換えし、駐在させ、出向させ、及びその退職を承認すること。 (2) 吏員以外の職員として正式に任用されている職員を吏員に昇任さ

[illegible]

			に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下この項において「条例」という。）第1条の2の規定に基づき、吏員（本庁の主査（相当職を含む。）の職にある者に限る。）を休職すること。 (3) 法第28条第2項の規定により休職を命ぜられた吏員（本庁の主査（相当職を含む。）の職にある者に限る。）に対し、条例第3条第3項の規定に基づき、復職を命ずること。 (4) 条例第1条の2の規定により休職を命ぜられた吏員（本庁の主査（相当職を含む。）の職にある者に限る。）に対し、条例第3条第3項の規定に基づき、復職を命ずること。	定により休職を命ぜられた職員（本庁の主査（相当職を含む。）以上の職にある者を除く。）に対し、条例第3条第3項の規定に基づき、復職を命ずること。 (4) 条例第1条の2の規定により休職を命ぜられた職員（本庁の主査（相当職を含む。）以上の職にある者を除く。）に対し、条例第3条第3項の規定に基づき、復職を命ずること。				いて、総務大臣に届け出ること。 (2) 法第252条の7第3項の規定に基づき、委員会、委員、附属機関若しくは職員又は専門委員の共同設置について、総務大臣に届け出ること。 (3) 労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第25条の規定に基づき、労働委員会の事務局の課の新設等について労働委員会の会長の同意を求めること。	
						5 褒章に関する事務		(1) 褒章条例取扱手続（明治27年閣令第1号）第1条の規定に基づき、紺綬褒章の具申を行うこと。	
						6 職員の研修に関する事務	(1) 研修（委託研修及び外国派遣研修に限る。）を実施し、及び評価すること。	(1) 研修（委託研修及び外国派遣研修を除く。）を実施し、及び評価すること。	
		4 行政組織に関する事務	(1) 地方自治法（以下この項において「法」という。）第158条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定による知事の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務に関する条例の制定又は改廃につ			7 叙位及び叙勲に関する事務		(1) 位階令（大正15年勅令第325号）、文武官叙位進階内則（明治32年12月1日閣議決定）及び叙勲内則（明治25年12月23日制定）の規定に基づき、死没者の叙位及び叙勲の具申を行うこと。	

8 職員の給与に関する事務	(1) 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下この項において「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、職員（職務の級が行政職給料表の7級又は他の給料表におけるこれに相当する級以上の級に格付される者に限る。）の職務の級を決定すること。	(1) 条例第5条第1項の規定に基づき、職員（職務の級が行政職給料表の7級又は他の給料表におけるこれに相当する級以上の級に格付される者を除く。）の職務の級を決定すること。	務としての証人等に限る。）に支給する旅費を承認すること。 (2) 条例第37条第2項の規定に基づき、旅費の調整額について人事委員会に協議すること。	調整を行うこと。
	(2) 条例第5条第5項の規定に基づき、職員の昇給を行うこと（標準を上回る昇給の号俸数による場合に限る。）。)	(2) 条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、職員の号俸を決定すること。 (3) 条例第5条第5項又は第7項の規定に基づき、職員の昇給を行うこと（標準を上回る昇給の号俸数による場合を除く。）。 (4) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）に基づき、職員の昇格又は昇給等について人事委員会に承認申請を行うこと。		
9 職員の旅費に関する事務	(1) 北海道職員等の旅費に関する条例（以下この項において「条例」という。）第12条の2の規定に基づき、証人等（札幌医科大学の学長の職務及びこれに相当する職務を超える職	(1) 条例第12条の2の規定に基づき、札幌医科大学の学長の職務及びこれに相当する職務としての証人等に支給する旅費を承認すること。 (2) 条例第37条第1項の規定に基づき、旅費の	10 公務災害及び通勤災害の認定等に関する事務	(1) 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北海道条例第44号）第2条第2項の規定に基づき、公務又は通勤により生じた災害を認定すること。 (2) 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号。以下この項において「規則」という。）第5条の規定に基づき、補償基礎額を決定すること。 (3) 規則第9条の規定に基づき、公務又は通勤により生じた災害に係る補償請求を審査し、及び補償金額を決定すること。
			人事局 法制文 書課	1 北海道公報に関する事務 (1) 北海道公報を発行すること。 (2) 北海道公報を頒布すること。

	人事局 職員厚生課	1 恩給に関する事務	(1) 北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号。以下この項において「条例」という。）第11条の規定に基づき、恩給を受ける権利を裁定すること。	(1) 条例第10条第2項の規定に基づき、恩給の支給を一時停止すること。			る事務		
		2 居住施設の管理に関する事務	(1) 北海道居住施設管理規則（昭和39年北海道規則第111号。以下この項において「規則」という。）第4条の規定に基づき、職員以外の者で公宅の貸与を受けることができる者を認定すること。 (2) 規則第4条第2号の規定に基づき、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員で公宅の貸与を受けることができる者を認定すること。 (3) 公宅料の算定基準（昭和60年北海道訓令第7号）第7条の規定に基づき、公宅の公用部分を認定すること。	(1) 規則第6条の規定に基づき、公宅の貸与を決定すること。 (2) 規則第9条の規定に基づき、公宅使用者の収入により生計を維持する者以外の者を同居させることを承認すること。 (3) 規則第10条の規定に基づき、施設物の自費建設を許可すること。 (4) 規則第13条第3項の規定に基づき、公宅料の額を決定すること。 (5) 規則第16条第2項の規定に基づき、公宅の明渡し期限を猶予すること。 (6) 規則第17条の規定に基づき、公宅の明渡しを命ずること。		財政局 税務課	1 地方税法（昭和25年法律第226号）の施行に関する事務		(1) 国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第12条第1項ただし書の規定に基づき、税務課の職員又は支庁の職員に対し、道外又は他の支庁の管轄区域において収税官吏の職務を行う徴税吏員を命ずること。 (2) 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第20条の規定に基づき、災害等による申告等の期限又は納期限の延長を承認すること。 (3) 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）第3条の2第1項の規定に基づき、検税吏員を指定すること（支庁長の権限とされているものを除く。）。
	人事局 学事課	1 私立学校法（昭和24年法律第270号）の施行に関する事務	(1) 第26条第2項の規定に基づき、学校法人が行う収益を目的とする事業の種類を定めること。			危機対策局	1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事務	(1) 第18条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村長等から当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置についての応援の求めを受けること。 (2) 第21条第2項の規定	(1) 第89条第2項の規定に基づき、収容施設等の消防設備の基準を作成すること。

		務	に基づき、指定公共機関又は指定地方公共機関から労務、施設、設備又は物資の確保についての応援の求めを受けること。 (3) 第32条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、政府に資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を行うこと。 (4) 第33条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を行うこと。 (5) 第34条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更した場合において、市町村の長及び関係指定地方公共機関にこれを通知し、公表すること。 (6) 第34条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）において準用する第33条第					6項の規定に基づき、他の都府県知事に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を行うこと。 (7) 第35条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）において準用する第33条第6項の規定に基づき、市町村長に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を行うこと。 (8) 第36条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）において準用する第33条第6項の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を行うこと。 (9) 第54条第8項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、避難の指示の内容を対策本部長に報告すること。 (10) 第55条第3項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、避難の指	
--	--	---	---	--	--	--	--	--	--

			示の解除の内容を対策本部長に報告すること。 (11) 第100条第3項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、緊急通報の内容を対策本部長に報告すること。 (12) 第160条第1項の規定に基づき、協力者（第80条第1項の規定による要請を受けた者を除く。）の死亡等による損害を補償すること。						議の協議会の代表者に対し、地域防災計画の実施状況について報告し、又は資料を提出すること。 (5) 第53条第2項の規定に基づき、災害の状況及び対策措置の概要を内閣総理大臣に報告すること。 (6) 第57条の規定に基づき、公衆電気通信設備の優先的な利用等を求めること。 (7) 第68条の規定に基づき、市町村長等から災害のための応援の要求又は応急措置の実施の要請を受けること。 (8) 第80条第2項の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関から法令又は防災計画に定める労務、施設その他の応援を求められたとき、これに応ずること。 (9) 第82条第1項の規定に基づき、第71条の規定による処分により生じた損失を補償すること。 (10) 第82条第2項の規定に基づき、第71条の規定による従事命令によ	
	危機対策局防災消防課	1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関する事務	(1) 第13条第1項の規定に基づき、中央防災会議に資料を提出し、意見の開陳その他必要な協力を行うこと。 (2) 第17条第2項の規定に基づき、他県と防災会議の協議会を設置したとき内閣総理大臣に届け出ること。 (3) 第21条の規定に基づき、北海道防災会議に資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を行うこと。 (4) 第45条第2項の規定に基づき、北海道防災会議の会長又は北海道が加入する地方防災会	(1) 第33条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、派遣職員に関する資料を提出し、及び当該資料を指定行政機関の長等と交換すること。						

		り応急措置の業務に従事した者に対し、実費を弁償すること。 (11) 第84条第2項の規定に基づき、第71条の規定による従事命令により死亡した者等に対し、損害を補償すること。						な協力を行うこと。	
		2 消防組 法（昭和22年法律第226号）の施行に関する事務	(1) 第24条第2項の規定に基づき、非常事態の場合における災害防ぎょの措置について警察その他の機関とあらかじめ協定すること。					(4) 第45条第2項の規定に基づき、北海道防災会議の会長又は北海道が加入する地方防災会議の協議会の代表者に対し、地域防災計画の実施状況について報告し、又は資料を提出すること。	
		3 水 防 法 （昭和24年法律第193号）の施行に関する事務	(1) 第27条第2項の規定に基づき、公衆通信施設等を使用すること。					(5) 第53条第2項の規定に基づき、災害の状況及び対策措置の概要を内閣総理大臣に報告すること。	
								(6) 第57条の規定に基づき、公衆電気通信設備の優先的な利用等を求めること。	
								(7) 第68条の規定に基づき、市町村長等から災害のための応援の要求又は応急措置の実施の要請を受けること。	
								(8) 第80条第2項の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関から法令又は防災計画に定める労務、施設その他の応援を求められたとき、これに応ずること。	
								(9) 第82条第1項の規定に基づき、第71条の規定による処分により生	
	危機対 策局原 子力安 全対策 課	1 災害対策 基本法の施行に関する 事務	(1) 第13条第1項の規定に基づき、中央防災会議に資料を提出し、意見の開陳その他必要な協力を行うこと。 (2) 第17条第2項の規定に基づき、他県と防災会議の協議会を設置したとき内閣総理大臣に届け出ること。 (3) 第21条の規定に基づき、北海道防災会議に資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要	(1) 第33条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、派遣職員に関する資料を提出し、及び当該資料を指定行政機関の長等と交換すること。					

			の規定に基づき、当事者から提出された調停の受諾に係る文書を受理すること。 (6) 第251条の3第13項の規定に基づき、自治紛争処理委員が勧告した調停の受諾に係る文書を受理し、総務大臣に提出すること。 (7) 第285条の2第1項の規定に基づき、市町村の一部事務組合又は広域連合を設けることを勧告すること。 (8) 第296条の6第2項の規定に基づき、財産区の事務に関する紛争について裁決すること。 (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下この項において「施行令」という。）第1条の2第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の設置（2以上の支庁の所管区域にわたるもの及び札幌市の区域に係るものに限る。）があった場合に、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間その職務を行う者を定めること。 (10) 施行令第5条第1項	の全部若しくは一部の処分又は廃止に同意すること。 (4) 第296条の5第5項の規定に基づき、財産区の住民に対し、不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることに同意すること。 (5) 施行令第219条第2項の規定に基づき、財産区の財産処分に關する計画に同意すること。			の規定に基づき、普通地方公共団体の廃置分合があった場合（2以上の支庁の所管区域にわたり廃置分合があったとき及び札幌市の区域に係る廃置分合があったときに限る。）の事務の分界を決定し、及び事務を承継すべき普通地方公共団体を指定すること。 (11) 施行令第6条の規定に基づき、普通地方公共団体の境界変更（2以上の支庁の所管区域にわたるもの及び札幌市の区域に係るものに限る。）があった場合における事務の承継の決定を行うこと。	
						2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の施行に関する事務	(1) 第144条の27第1項の規定に基づき、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に対し、業務執行の監督を行うこと。 (2) 第144条の27第4項の規定に基づき、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務及び財産の状況を監査すること。	
						3 地方交付	(1) 第18条の規定に基づ (1) 第17条の2の規定に	

		税法（昭和25年法律第211号）の施行に関する事務 き、市町村の交付税の額に関する審査の申立てを総務大臣に進達し、その結果を当該市町村に通知すること。 (2) 第19条第7項及び第8項の規定に基づき、市町村の異議の申出を総務大臣に進達し、総務大臣の決定を当該市町村に通知すること。 (3) 地方交付税法施行令（昭和33年政令第117号。以下この項において「施行令」という。）第2条第1号の規定に基づき、市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額並びに交付すべき交付税の額を算定すること。 (4) 施行令第2条第5号の規定に基づき、市町村の基準財政需要額又は基準財政収入額に加算し、又はこれから減額すべき額を算定すること。 (5) 施行令第2条第6号の規定に基づき、返還させるべき交付税の額を算定し、及びその返還方法について当該市町村の意見を聞くこと。	基づき、市町村の基準財政収入額の算定に係る国税に関する書類の閲覧又は記録を請求すること。 (2) 施行令第2条第3号の規定に基づき、交付時期ごとに交付すべき市町村の交付税の額を算定すること。 (3) 施行令第2条第4号の規定に基づき、市町村に対し、交付税の全部又は一部を国に還付させること。			4 地方財政 再建促進特 別 措 置 法 （昭和30年 法律第195 号）の施行 に関する事 務	(1) 第18条の規定による市町村の求めに応じて、財政再建計画の策定及び実施に係る助言その他必要な援助を行うこと。 (2) 第22条第3項において準用する第3条第5項前段の規定に基づき、準用財政再建団体の財政再建計画の変更（地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号。以下この項において「施行令」という。）第13条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。）に同意すること（札幌市の区域に係るものに限る。）。) (3) 第22条第4項において準用する第3条第1項の規定に基づき、準用財政再建団体の財政再建計画の変更（施行令第13条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。）に同意すること（札幌市の区域に係るものに限る。）。) (4) 第22条第5項において準用する第3条第1項後段の規定に基づき、準用財政再建団体の財
--	--	--	--	--	--	---	---

			政再建計画の変更（施行令第13条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。）に必要な条件を付けて同意すること（札幌市の区域に係るものに限る。）。)				の価格等の決定通知後における固定資産の価格等の決定、修正又は配分等を行うこと。 (7) 第422条の2の規定に基づき、固定資産の価格の修正に関し、市町村長に対し、勧告すること。
5 地方税法の施行に関する事務	(1) 第8条第2項（第8条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、課税権の帰属等について決定すること。 (2) 第388条第1項の規定に基づき、固定資産税に係る固定資産評価基準の細目に関する事項を求めること。	(1) 第321条の15第2項の規定に基づき、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の基準となる従業員数を決定すること。 (2) 第389条第1項の規定に基づき、知事が評価すべき固定資産の価格等を決定し、及びこれを配分すること。 (3) 第389条第4項の規定に基づき、市町村長の申出に対し、固定資産の価格等の配分を調整すること。 (4) 第389条第5項の規定に基づき、市町村の固定資産の価格等について調整すること。 (5) 第401条の規定に基づき、固定資産の評価に関して市町村長に対し援助すること。 (6) 第417条第2項の規定に基づき、固定資産			6 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年政令第107号）第4条の規定に基づき、市町村の廃置分合等があった場合の市町村交付金の交付及び市町村納付金の納付を求める権利の承継について決定すること。		
				7 自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定に基づく自衛官の募集に関する事務			(1) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下この項において「施行令」という。）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、方面総監と協議して自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置等を定めること。 (2) 施行令第119条の規定に基づき、自衛官募集に関する広報宣伝を行うこと。

		8 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の施行に関する事務		(1) 第50条において準用する地方財政再建促進特別措置法第18条の規定による市町村の求めに応じて、財政再建計画の策定及び実施に係る助言その他必要な援助を行うこと。					づき、第24条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告をさせること。 (4) 第26条（第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第24条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、その旨及びその勧告の内容を公表すること。 (5) 第32条の規定に基づき、第31条第1項の規定による勧告に係る遊休土地について地方公共団体等の買取りの協議者を定め、その者が買取りの協議を行う旨の勧告を受けた者に通知すること。 (6) 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定に基づき、土地の利用状況、環境等が通常と認められる画地について不動産鑑定士等の鑑定評価を求め、当該画地の標準価格の	準用する場合を含む。）の規定に基づき、規制区域を含む周辺の地域における地価の動向、土地取引の状況等に関する調査を行うこと。 (3) 第12条第14項（同条第15項において準用する場合を含む。）において準用する同条第5項の規定に基づき、規制区域の指定を解除した旨を市町村長に通知するとともに、その旨を周知させるため必要な措置を講ずること。
	地域振興・計画局統計課	1 統計法（昭和22年法律第18号）の施行に関する事務	(1) 北海道統計調査条例（昭和26年北海道条例第25号）第9条ただし書の規定に基づき、調査結果を公表しない特別の事由があることを認めること。							
	地域振興・計画局計画室	1 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関する事務	(1) 第12条第6項の規定に基づき、規制区域の指定が相当であることについて北海道土地利用審査会に確認を求めること。 (2) 第12条第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、規制区域の指定の解除が相当であることについて北海道土地利用審査会の確認を受けること。 (3) 第25条（第27条の5第4項、第27条の8第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、規制区域の指定が相当であることについて北海道土地利用審査会に確認を求めること。	(1) 第12条第5項（第27条の3第3項及び第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）並びに第27条の6第3項及び第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定された区域及び期間等を市町村長に通知するとともに、当該事項を周知させるため必要な措置を講ずること。 (2) 第12条第10項（第27条の3第3項及び第27条の6第3項において						

			判定をすること。					に基づき、規制基準を定めること、及びこれを変更し、又は廃止すること。
		2 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関する事務	(1) 第30条の規定に基づき、同条第6号の規定による不動産鑑定業者の登録を消除すること。					(1) 第3条第1項の規定に基づき、規制地域を指定すること、及びこれを変更し、又は廃止すること。
	科学 I T 振興 局情報 政策課	1 通信に関する事務		(1) 庁内電話を設置し、又は移転すること。 (2) 加入電話を取得し、又は移転すること。				(2) 第4条第1項の規定に基づき、規制基準を定めること、及びこれを変更し、又は廃止すること。
環境生 活部	環境局 環境政 策課	1 北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号）の施行に関する事務	(1) 北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第27条第2項の規定に基づき、公聴会の公述人を決定すること。					(1) 第3条の規定に基づき、規制地域を指定すること、及びこれを変更し、又は解除すること。 (2) 第4条の規定に基づき、規制基準を定めること、及びこれを変更し、又は廃止すること。
	環境局 環境保 全課	1 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	(1) 第14条の3第1項及び第2項の規定に基づき、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずること。					(1) 第6条第1項の規定に基づき、地方公共団体の水道事業の経営を認可すること。
		2 騒音規制法（昭和43年法律第98号）の施行に関する事務		(1) 第3条第1項の規定に基づき、規制地域を指定すること、及びこれを変更し、又は廃止すること。 (2) 第4条第1項の規定				(2) 第10条第1項の規定に基づき、地方公共団体の水道事業の変更を認可すること。 (3) 第11条の規定に基づき、地方公共団体の水道事業の休止又は廃止
		3 振動規制法（昭和51年法律第64号）の施行に関する事務						
		4 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の施行に関する事務						
		5 水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関する事務					(1) 第40条第4項の規定に基づき、同条第1項の場合における供給の対価を裁定すること。 (2) 第42条第3項の規定に基づき、同条第2項の規定による買収の範囲、価額及びその他の買収条件の協議が調わないとき又は協議をすることができないとき	

			に裁定をすること。	を許可すること。 (4) 第32条の規定に基づき、専用水道の布設工事をしようとする者に対し、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認すること。 (5) 第38条第1項の規定に基づき、給水人口が2万人以下である地方公共団体以外の水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずること。			(4) 第7条第1項又は第2項の規定に基づき、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。	
		6 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	(1) 第3条第3項の規定に基づき、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査結果の報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。 (2) 第4条第1項の規定に基づき、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずること。 (3) 第4条第2項（第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、あらかじめ公告をし、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査を行うこと。	(1) 第3条第1項ただし書の規定に基づき、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認をすること。 (2) 第3条第2項の規定に基づき、有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の事項を通知すること。	環境局 循環型 社会推 進課	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務		(1) 第9条の3第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に係る計画の変更又は廃止を命ずること。 (2) 第9条の3第4項ただし書（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出及び変更の届出に係る内容が相当であると認める旨の通知をすること。 (3) 第9条の3第10項において準用する第9条第5項の規定に基づき、市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認をすること。 (4) 第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定すること。 (5) 第15条の17第4項の

				規定に基づき、指定区域の指定を解除すること。 (6) 第15条の18第1項及び第3項の規定に基づき、指定区域台帳を調製し、及び保管し、並びに閲覧させること。 (7) 第19条の9の規定に基づき、生活環境の保全上の支障の除去等の措置に関して適正処理推進センターに協力を求めること。 (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定に基づき、産業廃棄物再生利用の業者を指定すること。			乱の防止に関する条例（平成15年北海道条例第34号）の施行に関する事務 と。	
		2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）の施行に関する事務	(1) 第9条第1項の規定に基づき、分別収集促進計画を定めること。		環境局 自然環境課	1 自然公園法（昭和32年法律第161号）の施行に関する事務	(1) 第7条第4項の規定に基づき、公園事業を決定すること。 (2) 第10条第1項の規定に基づき、国定公園に関する公園事業を執行すること。 (3) 第31条第1項の規定に基づき、風景地保護協定を締結すること。 (4) 第31条第4項の規定に基づき、地方公共団体が風景地保護協定を締結するときに協議を受け、同意すること。 (5) 第46条又は第47条の規定に基づき、受益者負担金又は原因者負担金を課すること。 (6) 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号。以下この項において「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、公園事業を決定すること。 (7) 条例第6条第2項の	
		3 北海道空き缶等の散	(1) 第16条の規定に基づき、過料処分を行うこ					

[illegible]

				(11) 第35条第1項の規定に基づき、銃猟禁止区域又は銃猟制限区域を指定すること。 (12) 第41条の規定に基づき、狩猟免許試験を実施すること。 (13) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第1項の規定に基づき、特別保護指定区域の区域内に区域及び指定期間を表示する標識を設置すること。			施行に関する事務 (2) 第15条第2項の規定に基づき、事業者に対し、商品又は役務に係る適正な規格、表示等の基準を遵守するよう勧告すること。 (3) 第17条第2項の規定に基づき、事業者に対し、不当な取引方法を用いまいよう勧告すること。 (4) 第19条第2項の規定に基づき、事業者に対し、買占め等をしてい商品売渡しをすべきことを勧告すること。 (5) 第20条第2項の規定に基づき、事業者に対し、価格等が著しく不当な商品の価格等を引き下げよう勧告すること。	に基づき、取引の実態等について調査を行うこと。 (3) 第22条の規定に基づき、価格の著しく高い商品を調査し、必要な措置を講ずること。 (4) 第24条第1項の規定に基づき、消費者の苦情の内容を調査し、当該苦情を解決するため必要な措置を講ずること。 (5) 第24条第2項の規定に基づき、事業者等に対し、資料の提出を求めること。 (6) 第30条第1項の規定に基づき、消費者からの知事に対する申出を受理すること。 (7) 第30条第2項の規定に基づき、必要な調査を行い、条例に基づく措置その他適当な措置を講ずること。 (8) 第50条第1項の規定に基づき、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に立入検査をさせること（支庁長の権限とされているものを除く。）。
	生活局 暮らし 安全課	1 消費生活 協同組合法 （昭和23年 法律第200 号）の施行 に関する事 務		(1) 第26条第2項の規定に基づき、模範定款例を定めること。 (2) 第43条第3項の規定に基づき、組合の定款の変更を認可すること（支庁長の権限とされているものを除く。）。 (3) 第43条第4項の規定に基づき、組合の共済事業規約の設定、変更又は廃止を認可すること。				
		2 北海道消 費生活条例 （平成11年 北海道条例 第43号）の	(1) 第9条第2項の規定に基づき、事業者に対し、危害を防止するため必要な措置を講ずるよう勧告すること。	(1) 第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務による危害に関し、調査すること。 (2) 第17条第1項の規定		3 北海道消	(1) 第6条第4項の規定	

[illegible]

	施行に関する事務	支弁した費用を求償すること。			療局健康推進課	予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	き、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定め、又は変更し、公表すること。 (2) 第33条の規定に基づき、交通を制限し、又は遮断すること。 (3) 第36条第3項の規定に基づき、掲示すること。 (4) 第38条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣と協議すること。 (5) 第43条第2項の規定に基づき、感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めること。	に基づき、厚生労働大臣に協力を求めること。 (2) 第38条第5項及び第6項の規定に基づき、感染症指定医療機関を指導すること。 (3) 第40条第2項及び第3項の規定に基づき、感染症指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、並びに診療報酬の額を決定し、支払うこと。 (4) 第51条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報すること。
	2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する事務		(1) 第75条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救援を要する者に対し、金銭を支給すること。					
保健医療局医療政策課	1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の施行に関する事務		(1) 第8条の規定に基づき、准看護師の免許を与えること。 (2) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第20条において準用する同令第16条の規定に基づき、准看護師養成所の指定を取り消すこと（同令第20条において準用する同令第17条の規定に基づき、設置者から申請があった場合に限る。）。					
	2 北海道巡回診療条例（昭和25年北海道条例第53号）の施行に関する事務		(1) 北海道巡回診療条例施行規則（昭和36年北海道規則第97号）第2条の規定に基づき、巡回診療の実施計画を定めること。					
保健医	1 感染症の	(1) 第10条の規定に基づ	(1) 第15条第5項の規定			2 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関する事務	(1) 第6条第1項の規定に基づき、疾病のまん延予防上必要があると認めるとき、臨時の予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示すること。	(1) 第3条第1項の規定に基づき、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市に定期的予防接種を指示すること。
						3 結核予防法（昭和26年法律第96号）の施行に関する事務	(1) 第31条第4項の規定に基づき、損失補償金額を決定すること。 (2) 第42条第2項の規定に基づき、指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めること。	(1) 第35条第1項（第5号及び第6号に限る。）の規定に基づき、従業禁止及び命令入所の患者の医療に要する費用の負担を決定すること。 (2) 第38条第3項及び第5項の規定に基づき、指定医療機関の診療内

			容及び診療報酬の請求を審査し、及び診療報酬の額を決定すること。 (3) 第41条第1項及び第3項の規定に基づき、第35条第1項第1号から第6号までに掲げるものに要する費用の公費負担額を決定すること。			務		康診断を行うこと（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。 (3) 第19条第1項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を指定すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。 (4) 第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第31条及び第32条の規定に基づき、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料を支給すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。
	4	らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）の施行に関する事務	(1) らい予防法の廃止に関する法律第6条に規定する援護に関する政令（平成8年政令第94号。以下この項において「政令」という。）第2条第2項、第5項から第7項まで及び第13項の規定に基づき、援護の決定又はその変更、停止若しくは廃止を決定すること。 (2) 政令第3条の規定に基づき、援護に要した費用の全部又は一部の徴収を決定すること。			6	調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関する事務	(1) 第3条第1項の規定に基づき、調理師の免許を与えること（札幌市及び小樽市の区域に係るものに限る。）。 (1) 第2条第1項の規定に基づき、栄養士の免許を与えること。
	5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関する事務	(1) 第2条第2項の規定に基づき、被爆者健康手帳を交付すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものに限る。）。 (2) 第7条の規定に基づき、被爆者に対し、健			7	栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行	

		に関する事務					に関する事務		指定すること。 (3) 第8条の3の規定に基づき、講習を指定すること。
	保健医療局食品衛生課	1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の施行に関する事務		(1) 第14条の2第1項及び第3項の規定に基づき、共済規程及びその変更又は廃止を認可すること。 (2) 第14条の10第1項の規定に基づき、組合協約又はその変更を認可すること。 (3) 第14条の10第3項において準用する第11条の規定に基づき、組合協約の変更を命じ、又は認可を取り消すこと。 (4) 第14条の12第1項の規定に基づき、組合協約の締結に関しあつせん又は調停を行うこと。 (5) 第28条第3項の規定に基づき、組合の定款の変更を認可すること。 (6) 第42条の規定に基づき、組合員による総会の招集を承認すること。 (7) 第50条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。			3 理容師法（昭和22年法律第234号）の施行に関する事務		(1) 第11条の4第2項の規定に基づき、講習会を指定すること。
							4 美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関する事務		(1) 第12条の3第2項の規定に基づき、講習会を指定すること。
							5 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務		(1) 第24条第1項の規定に基づき、監視指導の実施に関する計画を定めること。 (2) 第59条第1項の規定に基づき、食品、添加物、器具、容器若しくは包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を解剖に付すること。
		2 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行		(1) 第6条の規定に基づき、クリーニング師の免許を与えること。 (2) 第8条の2第1項の規定に基づき、研修を			6 と畜場法（昭和28年法律第114号）の施行に関する事務		(1) 第5条第2項の規定に基づき、と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び1日当たり頭数を制限すること。

				(2) 第8条の規定に基づき、と畜場の管理者（と畜場の管理者がいないと畜場にあつては、と畜場の設置者）に対し、衛生管理責任者の解任を命ずること。 (3) 第10条第2項において準用する第8条の規定に基づき、と畜業者等に対し、作業衛生責任者の解任を命ずること。 (4) 第12条第1項の規定に基づき、と畜場使用料又はとさつ解体料の額及びその変更を許可すること。 (5) と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第4条第2号の規定に基づき、と畜場以外の場所できつとさつすることのできる地域を指定すること。			8 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関する事務	(1) 公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号。以下この項において「条例」という。）第2条の2第1項ただし書の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所について、住民の健康の保持及び保健衛生上特に必要があると認めること。 (2) 条例第2条の3第3号の規定に基づき、温泉を加温しないで使用する公衆浴場を認めること。
		7 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）の施行に関する事務		(1) 第6条第1項の規定に基づき、食鳥処理場の構造又は設備の変更を許可すること。 (2) 第13条の規定に基づき、食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。	保健医療局医務業務課	1 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	(1) 第4条第1項の規定に基づき、地域医療支援病院と称することを承認すること。	(1) 第28条の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の開設者に対し、その管理者の変更を命ずること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域に係るものを除く。）。 (2) 第35条の規定に基づき、公的医療機関の開設者又は管理者に対し、建物、設備器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させ、若しくは実地修練を行わせるのに必要な条件

				を整備することを命じ、又は公的医療機関の開設者に対してその運営に関し必要な指示をすること。 (3) 第56条第3項の規定に基づき、解散した医療法人の財産で処分されないものを他の医療事業を行う者に帰属させることを認可すること。 (4) 第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第40条及び第56条の規定に基づき、医療法人の名称、事務所及び理事の任命の方法を定め、並びに仮理事を選任すること。 (5) 第69条第1項第11号の規定に基づき、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告する事項を定めること。						次号から第6号までにおいて同じ。）の製造販売業の許可をすること。 (2) 第13条第1項の規定に基づき、医薬品等の製造業の許可をすること。 (3) 第13条第6項の規定に基づき、医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可をすること。 (4) 第14条第1項の規定に基づき、医薬品等の製造販売の承認をすること。 (5) 第14条第6項の規定に基づき、医薬品等の適合性調査をすること。 (6) 第14条第9項の規定に基づき、医薬品等の製造販売の承認事項の一部変更の承認をすること。 (7) 第17条第4項において準用する第7条第3項ただし書の規定に基づき、医薬品の製造の管理の兼務を許可すること。 (8) 第24条第1項の規定に基づき、医薬品の販売業（第30条第1項に規定する配置販売業に
		2 薬事法 （昭和35年 法律第145 号）の施行 に関する事 務		(1) 第12条第1項の規定に基づき、医薬品等（薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品を除く。						

[illegible]

			(20) 第80条第1項の規定に基づき、輸出用の医薬品等の適合性調査をすること。 (21) 薬事法施行令第61条の規定に基づき、薬事監視員に対し、検定に合格した医薬品又は医療機器を収めた容器又は被包に検定合格証紙で封を施させること。				ること。 (4) 第58条の8第1項、第3項及び第6項の規定に基づき、受診者を入院させて医療を行い、入院継続に関する審査を求め、措置入院者を退院させ、又は入院期間を延長すること。 (5) 第58条の11の規定に基づき、所属職員をして措置入院者の所持品を保管させること。 (6) 第58条の12第1項の規定に基づき、措置入院者を退院させること。 (7) 第58条の16第2項の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設の管理者に対し、診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めること。
		3 温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関する事務	(1) 第3条第1項の規定に基づき、土地の掘削を許可すること。 (2) 第9条第1項の規定に基づき、温泉の増掘又は温泉の動力装置の許可をすること。				
		4 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の施行に関する事務	(1) 第3条第1項の規定に基づき、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を与えること。 (2) 第50条第1項の規定に基づき、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を与えること。 (3) 第58条の6第1項及び第4項の規定に基づき、麻薬中毒者又はその疑いがある者を精神保健指定医に診察させ			5 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務	(1) 第3条第1項の規定に基づき、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定をすること。 (2) 第30条の2の規定に基づき、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定をすること。
						6 毒物及び劇物取締法（昭和25年	(1) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項

		法律第303号)の施行に関する事務		において「施行令」という。)第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号及び第28条第1号ロの規定に基づき、特定毒物使用者の指定をすること。 (2) 施行令第13条第1号ロ及びチ、第18条第1号ロ及びニからへまで並びに第24条第1号ロ及びニからへまでの規定に基づき、特定毒物実施指導員の指定をすること。				とを承認すること。 (4) 国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第3条第2項の規定に基づき、医療機関のない離島その他国民健康保険を行うことが著しく困難である区域内に住所を有する者を被保険者としなことを承認すること。
保健医療局国民健康保険課	1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関する事務		(1) 第27条第2項（第86条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項の議決を認可すること。 (2) 第32条第2項（第86条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第1項第1号又は第2号に掲げる理由による解散を認可すること。 (3) 第89条第1項の規定に基づき、診療報酬審査委員会が診療報酬請求書の審査のために必要な権限を行使すること。	福祉局福祉援護課	1 民生委員法（昭和23年法律第198号）の施行に関する事務	(1) 第4条の規定に基づき、民生委員の定数を定めること。 (2) 第5条第1項の規定に基づき、民生委員を厚生労働大臣に推薦すること。 (3) 第7条第2項の規定に基づき、民生委員として適当と認める者を定めて厚生労働大臣に推薦すること。		
					2 生活福祉資金貸付事業に関する事務		(1) 生活福祉資金運営要領（平成2年社生第90号厚生省社会局長通知。以下この項において「要領」という。）第10の2に基づき、道社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会及び民生委員に対し、報告の徴収及び調査指導を行うこと。	

			(2) 要領第11に基づき、道社会福祉協議会の行う生活福祉資金貸付事業に係る貸付事業報告書及び経理状況報告書を審査し、並びに必要な指導を行うこと。				号厚生省社会局通知)第3の7に基づき、関係団体と協定すること。
		3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の施行に関する事務	(1) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の11第1項及び第2項の規定に基づき、保育士試験の受験科目の一部を免除すること。		5 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の施行に関する事務		(1) 第15条第1項(第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、及び診療報酬の額を決定すること。 (2) 第17条第1項及び第3項(第20条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、療養費を支給すること。 (3) 第18条第1項の規定に基づき、療養手当を支給すること。 (4) 第19条第1項及び第2項の規定に基づき、葬祭費又は葬祭に要した費用に相当する金額を支給すること。 (5) 第20条第4項の規定に基づき、更生医療に要する費用を支給すること。 (6) 第21条第4項の規定に基づき、補装具の購入又は修理に要する費用を支給すること。 (7) 第24条第2項の規定
		4 生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に関する事務	(1) 第23条第1項の規定に基づき、市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務について、事務監査を行わせること。 (2) 第49条及び第51条第2項(これらの規定を第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、医療機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師を指定し、又はその指定を取り消すこと。 (3) 第53条第1項(第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関及び医療保護施設の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。 (4) 医療扶助運営要領(昭和36年社発第727				

			に基づき、戦傷病者に医師の診断を受けるべきことを命ずること。				申請書又は届書を提出する場合の添付すべき書類の全部又は一部を省略させること。
	6 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）の施行に関する事務	(1) 第3条第6項の規定に基づき、戦没者等の妻の特別給付金を受ける権利の裁定を行うこと。			9 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）の施行に関する事務	(1) 第2条第1項の規定に基づき、未帰還者に係る失踪 ^{そく} の宣告を請求すること。	(1) 第3条第1項の規定に基づき、戦時死亡宣告を受けた未帰還者の遺族に対し、弔慰料を支給すること。
	7 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の施行に関する事務	(1) 第4条の規定に基づき、戦没者等の遺族の特別弔慰金を受ける権利の裁定を行うこと。			10 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）の施行に関する事務		(1) 第3条の規定に基づき、引揚者給付金又は遺族給付金を受けようとする者の権利の認定を行うこと。
	8 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）の施行に関する事務		(1) 第5条、第16条、第17条及び第26条並びに附則第9項及び第20項の規定に基づき、留守家族手当、葬祭料、遺骨引取経費、障害一時金、特別手当及び未支給の給与を支給すること。 (2) 未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和28年厚生省令第42号）第20条の規定に基づき、		11 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）の施行に関する事務		(1) 第3条第2項の規定に基づき、特別交付金を受けようとする者の権利の認定を行うこと。
				福祉局 介護保険課	1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事	(1) 第56条第2項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。	(1) 第62条第2項の規定に基づき、授産施設（生活保護法に定めるものを除く。）の設置を許可すること。

		務	(2) 第56条第3項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。 (3) 第56条第4項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。 (4) 第57条の規定に基づき、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずること。 (5) 第121条の規定に基づき、共同募金会の解散を命ずること。	(2) 第63条第2項の規定に基づき、第62条第2項の規定による許可を受けた者が行う同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項の変更を許可すること。				(5) 第66条第3項の規定に基づき、指定自立支援医療機関に対する市町村等の自立支援医療費の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めること。 (6) 第67条第3項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 (7) 第68条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。 (8) 第73条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の診療内容及び自立支援医療費の請求を審査し、並びに当該自立支援医療機関が請求することができる自立支援医療費の額を決定すること。
福祉局 障害者 保健福祉課	1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に関する事務		(1) 第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の指定を行うこと。 (2) 第58条第1項の規定に基づき、自立支援医療費を支給すること。 (3) 第60条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の指定を更新すること。 (4) 第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関から指定内容の変更に係る届出を受けること。			2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123	(1) 第29条の4第1項の規定に基づき、措置入院者（第29条の5の規定により届出のあった者を除く。）を退院させること（札幌市内の	(1) 第19条の8の規定に基づき、指定病院を指定すること。 (2) 第19条の9第1項の規定に基づき、指定病院の指定を取り消すこ

		号)の施行に関する事務	国若しくは道が設置した精神病院又は指定病院に入院している者に限る。) (2) 第38条の3第4項の規定に基づき、入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命ずること。 (3) 第38条の5第5項の規定に基づき、入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずること。	と。	(3) 第19条の9第2項の規定に基づき、北海道精神保健福祉審議会に意見を聴くこと。				準（昭和23年厚生省令第63号。以下この項において「省令」という。）第38条第2項第5号の規定に基づき、児童厚生員として適当と認定すること。 (4) 省令第43条第7号又は第8号の規定に基づき、児童指導員として適当と認定すること。 (5) 省令第81条第2号の規定に基づき、児童自立支援施設の長として適当と認定すること。 (6) 省令第82条第7号の規定に基づき、児童自立支援専門員として適当と認定すること。 (7) 省令第83条第2号の規定に基づき、児童生活支援員として適当と認定すること。
子ども未来推進局	1	児童福祉法の施行に関する事務		(1) 第21条の9第1項の規定に基づき、骨関節結核その他の結核等にかかっている児童に係る療育の給付を行うこと。 (2) 第21条の9の4第1項の規定に基づき、指定療育機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。 (3) 児童福祉施設最低基				2 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務 3 母体保護法（昭和23年法律第156号）の	(1) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、資金の貸付けを停止すること。 (1) 第15条第1項の規定に基づき、受胎調節の実地指導を業として行うものを指定すること

		施行に関する事務	(札幌市、小樽市及び函館市の区域に係るものに限る。) (2) 第15条第2項の規定に基づき、受胎調節の実地指導を業として行うものの指定を受けるために終了すべき講習を認定すること。 (3) 第39条第2項の規定に基づき、受胎調節の実地指導を業として行うものの指定を取り消すこと(札幌市、小樽市及び函館市の区域に係るものに限る。) (4) 母体保護法施行令(昭和24年政令第16号)第6条の規定に基づき、認定講習の認定を取り消すこと。 (5) 母体保護法施行規則(昭和27年厚生省令第32号)第15条第4項の規定に基づき、被指定者の指定を取り消すこと(札幌市、小樽市及び函館市の区域に係るものに限る。)	経済部	商工局 商工金融課	る事務		に基づき、指定養育医療機関を指定すること。 (3) 第20条第6項の規定に基づき、指定養育医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。
						1 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の施行に関する事務	(1) 第74条第2項の規定に基づき、道中央会の組合等に関する事項についての建議を受けること。	(1) 第48条(第55条第6項及び第82条の10第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、総会又は総代会の招集を承認すること。 (2) 第68条第2項の規定に基づき、清算人の選任を行うこと。 (3) 第97条第2項の規定に基づき、解散の登記を嘱託すること。
		4 母子保健法(昭和40年法律第141号)の施行に関する事務	(1) 第20条第1項の規定に基づき、未熟児の養育医療に要する費用の負担を決定すること。 (2) 第20条第5項の規定			2 商工会法(昭和35年法律第89号)の施行に関する事務		(1) 第58条第6項において準用する第53条の規定に基づき、商工会連合会の設立の認可を取り消して解散させる際に清算人を選任すること。 (2) 第58条第6項において準用する第54条第1項及び第2項の規定に基づき、清算人の財産処分の方法の認可を行うこと。

		3 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の施行に関する事務		(1) 第5条の23第3項及び第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、総会の招集を承認すること。	地推進局資源エネルギー課	法（昭和39年法律第170号）の施行に関する事務	に基づき、損失補償の裁定を行うこと。	に基づき、土地等の使用者に対し、意見書を提出する機会を与えること。
		4 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）の施行に関する事務		(1) 第4条第1項の規定に基づき、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること。		2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）の施行に関する事務		(1) 第43条第1項の規定に基づき、他人の土地への立入りを許可すること。 (2) 第44条第2項の規定に基づき、植物の伐採等について裁定すること。 (3) 第45条第2項の規定に基づき、土地の所有者、植物の所有者その他の関係人の損失の補償について裁定すること。
	商工局商業経済交流課	1 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関する事務	(1) 第12条第1項及び第2項の規定に基づき、公正取引委員会に対し、必要な措置をとるべきことを請求し、及び主務大臣に報告すること。 (2) 第16条第2項の規定に基づき、調停員を委嘱すること。	(1) 第2条第1項の規定に基づき、購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止すること。 (2) 第2条第2項の規定に基づき、購買会事業を行う者に対し、措置をとるべきことを命ずること。		3 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の施行に関する事務		(1) 第20条第1項ただし書の規定に基づき、完成検査機関を指定すること。 (2) 第29条第1項の規定に基づき、製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付又は再交付を行うこと。 (3) 第29条の2の規定に基づき、免状交付事務の全部又は一部を委託すること。 (4) 第35条第1項第1号の規定に基づき、保安
		2 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の施行に関する事務		(1) 第85条の規定に基づき、組合に対して必要な措置をとるべき旨を命ずること（2以上の市町村の区域にわたるものに限る。）。				
	産業立	1 電気事業	(1) 第63条第1項の規定	(1) 第58条第3項の規定				

				検査機関を指定すること。 (5) 第58条の23第1項（第58条の30の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、業務規程の制定又は変更を認可すること。 (6) 第58条の23第3項（第58条の30の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、業務規程を変更すべきことを命ずること。 (7) 第58条の27（第58条の30の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第58条の20第2号に規定する者を解任すべきことを命ずること。 (8) 第58条の29（第58条の30の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第58条の20第1号から第5号までの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずること。 (9) 第58条の30（第58条の30の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。	
				4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関する事務 (1) 第38条の4第1項の規定に基づき、液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えを行うこと。 (2) 第38条の4の2第1項の規定に基づき、免状交付事務の全部又は一部を委託すること。	
				5 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関する事務 (1) 第45条の規定に基づき、災害発生防止又は公共安全維持のため緊急措置を命ずること。	
	労働局 雇用労働課	1 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）の施行に関する事務		(1) 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項及び第4項の規定に基づき、公益事業に対する争議行為の通知を受け、これを公表すること。	
		2 中小企業労働相談所運営規程（昭和43年北海道訓令		(1) 第4条第2項の規定に基づき、労働相談員を委嘱すること。	

		第18号)の 施行に關する 事務					力開發校運営規則（昭和40年北海道規則第34号。以下この項において「能力開發校規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、短期課程の訓練科、定員及び訓練期間を定めること。	
		3 労働金庫法（昭和28年法律第227号）の施行に關する事務	(1) 第92条第1項及び第2項の規定に基づき、会員の不服の申出を受理し、及び金庫の業務又は会計の状況を調査すること。				(6) 能力開發校規則第16条第2項の規定に基づき、災害補償手当の支給方法及び額を定めること。	
労働局 人材育成課	1 職業能力開發促進法（昭和44年法律第64号）の施行に關する事務	(1) 第16条第5項の規定に基づき、国から障害者職業能力開發校の運営の委託を受けること。	(1) 第15条の2第1項の規定に基づき、事業主の講ずる措置に關し援助を行うこと。					
		(2) 第46条第4項の規定に基づき、技能検定試験の実施その他技能検定試験に關する業務の一部を北海道職業能力開發協会に行わせること。	(2) 学院規則第8条第1項又は能力開發校規則第6条の規定に基づき、入学願書又は入校願書の提出期日を定めること。					(1) 第19条第2項の規定に基づき、事故肥料の譲渡を許可すること。
		(3) 北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号。以下この項において「学院規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、短期課程の訓練科、定員及び訓練期間を定めること。					(1) 第23条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が定める発生予察事業の計画に係る承諾をすること。	(1) 第24条第2項の規定に基づき、農林水産大臣の指定に基づき、防除計画を定めること。
		(4) 学院規則第20条第2項の規定に基づき、災害補償手当の支給方法及び額を定めること。					(2) 第31条第1項の規定に基づき、指定有害動物以外の有害動物又は有害植物について、発生予察事業を行うこと。	(2) 第29条第1項の規定に基づき、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に關し必要な措置をとること。
		(5) 北海道障害者職業能						
					農政部	食の安全推進局食品政策課	1 肥料取締法（昭和25年法律第127号）の施行に關する事務	
							2 植物防疫法（昭和25年法律第151号）の施行に關する事務	
							(1) 第23条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が定める発生予察事業の計画に係る承諾をすること。	(1) 第24条第2項の規定に基づき、農林水産大臣の指定に基づき、防除計画を定めること。
							(2) 第31条第1項の規定に基づき、指定有害動物以外の有害動物又は有害植物について、発生予察事業を行うこと。	(2) 第29条第1項の規定に基づき、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に關し必要な措置をとること。
						食の安全推進局農産	1 主要農作物種子法（昭和27年	(1) 北海道農産種苗配付規則（昭和27年北海道規則第131号。以下こ
								(1) 第4条第5項の規定に基づき、ほ場及び生産物審査の基準を設定

振興課	法律第131号)の施行に関する事務	の項において「規則」という。)第11条第1項ただし書の規定に基づき、種苗の配付を無償とすること。 (2) 規則第11条第2項の規定に基づき、道営生産種苗の配付価格を定めること。	すること。 (2) 規則第3条の規定に基づき、種苗配付の対象となる者を認定すること。
	2 ばれいしょ原原種、茶原種及びさとうきび原原種配布要綱(昭和62年62農蚕第1969号農林水産省農蚕園芸局長通達)の施行に関する事務		(1) 第9の1の規定に基づき、原原種等の取扱団体を指定すること。
	3 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例(昭和27年北海道条例第67号)の施行に関する事務		(1) 第5条の規定に基づき、採種ほの選定及び種馬鈴しょの生産管理の基準を定めること。
	4 果樹農業振興特別措置法(昭和	(1) 第2条の3及び第2条の4の規定に基づき、果樹農業振興計画を定	(1) 第3条の規定に基づき、果樹園経営計画を認定すること。

食の安全推進局畜産振興課	36年法律第15号)の施行に関する事務	め、又はその変更等を行うこと。	
	5 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)の施行に関する事務	(1) 第5条(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、野菜指定産地の指定又はその解除をすべき旨を農林水産大臣に申し出ること。 (2) 第8条及び第9条の規定に基づき、生産出荷近代化計画をたて又はその変更を行うこと。	
	1 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)の施行に関する事務	(1) 第3条の3第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、専門的知識又は経験を有する者の意見を聞き、家畜改良増殖計画を定め、及びこれを公表すること。	
	2 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の施行に関する事務	(1) 第23条の規定に基づき、調停案の受諾を拒否した場合、調停の経過及び調停案を公表すること。	
	3 牧野法(昭和25年	(1) 第3条第1項及び第6項の規定に基づき、	

	法律第194号)の施行に関する事務	牧野管理規程を定め、及び変更すること。			に関する規則（昭和25年北海道規則第218号）の施行に関する事務	事故があったときに損害を賠償させること。	も低い対価で譲り渡すこと。
	4 家畜取引法（昭和31年法律第123号）の施行に関する事務	(1) 第22条第1項の規定に基づき、家畜市場再編整備計画の変更を承認すること。			8 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の施行に関する事務	(1) 第48条の規定に基づき、農林水産大臣に協力を求め、家畜防疫官に指示して家畜防疫員の事務に従事させること。	
	5 養ほう振興法（昭和30年法律第180号）の施行に関する事務		(1) 第4条第1項の規定に基づき、養ほう業者の転飼養ほうを許可すること。 (2) 北海道みつばち転飼条例（昭和32年北海道条例第15号）第3条第1項の規定に基づき、北海道の区域内の転飼を許可すること。		9 獣医療法（平成4年法律第46号）の施行に関する事務		(1) 第6条の規定に基づき、開設者に対し、診療施設の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずること。 (2) 第7条第3項の規定に基づき、往診診療者等に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。
	6 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）の施行に関する事務		(1) 第8条第1項の規定に基づき、ふ化場が要件に適合する旨の確認をすること。 (2) 第14条の規定に基づき、登録ふ化業者に対し、法律に規定する業務を履行させるため必要な措置をとるべき旨を命ずること。		農業経営局農業経営課	1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の施行に関する事務	(1) 第5条第1項又は第4項及び第6項の規定に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定め、又はこれを変更し、及びこれを公表すること。
	7 国有家畜の無償貸付及び譲与等	(1) 第16条の規定に基づき、故意又は重大な過失に基づいて発生した	(1) 第3条第2項の規定に基づき、国有家畜を譲与し、又は時価より				

		2 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）に基づき委嘱を受けた農林漁業金融公庫の貸付調査委嘱に関する事務	(1) 農林漁業金融公庫の貸付調査委嘱の事務を受諾すること。				に基づき、組合員その他の利害関係人の請求により仮理事若しくは仮監事を選任し、又は役員（第30条の2第4項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。）を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させること。 (3) 第71条第2項の規定に基づき、清算人を選任すること。	事組合法人の解散の登記を嘱託すること。 (3) 第95条の4の規定に基づき、道中央会又は全国中央会の意見を聴くこと。 (4) 第97条の規定に基づき、組合施設の専属利用契約を取り消すこと。
	農業経営局農業支援課	1 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する事務	(1) 第142条の6第1項及び第2項の規定に基づき、役員の改選を命じ、又は役員を解任すること。 (2) 農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第2条の3の規定に基づき、共済事業の市町村実施の申出について、農業共済組合と市町村との協議がととのわないうきにあつせんを行うこと。	(1) 第29条第4項の規定に基づき、農業共済組合の模範定款例を定めること。 (2) 第30条第3項の規定に基づき、農業共済組合の模範共済規程例を定めること。 (3) 第58条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第135条の25第3項の規定に基づき、清算等に関し裁判所に対し、意見を述べること。		3 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務	(1) 第8条第1項の規定に基づき、土地改良事業計画及び定款の適否を決定すること。 (2) 第134条第3項の規定に基づき、同条第2項の命令に違反したとき、同項の命令に係る役員を解任すること。	(1) 第9条第4項の規定に基づき、設立認可申請を却下すること。 (2) 第87条の3第14項の規定に基づき、公告、縦覧及び異議の申出の手續を省略すること。
		2 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の施行に関する事務	(1) 第11条の26の規定に基づき、信託法（大正11年法律第62号）第23条、第46条、第47条及び第58条に規定する裁定、許可、解任及び解除を行うこと。 (2) 第40条第1項の規定	(1) 第73条の27第1項及び第3項の規定に基づき、全国中央会の監査実施計画の策定及びその重要な変更について意見を述べること。 (2) 第86条第2項の規定に基づき、組合又は農		農業経営局農地調整課	1 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関する事務	(1) 第3条第2項第5号の規定に基づき、農地等の権利移動の不許可に係る区域及び面積を定めること。 (2) 第6条第1項第2号の規定に基づき、小作地の所有制限に係る区域及び面積を定めること。

			(3) 第48条第1項（第59条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、買収すべき土地等を選定すること。 (4) 第62条第2項の規定に基づき、土地配分計画を定めること。 (5) 第72条第2項の規定に基づき、売り渡した土地等の買戻しの買収令書を交付すること。 (6) 第74条の2第3項の規定に基づき、道路等を譲与することを適当と認定し、譲与通知書を交付すること。 (7) 第75条の2第1項の規定に基づき、草地利用権の設定等に関する承認をすること。 (8) 第75条の5第1項の規定に基づき、草地利用権の設定等に関する裁定を行うこと。 (9) 第75条の7第2項において準用する第75条の5第1項の規定に基づき、草地利用権の存続期間の更新等に関する裁定を行うこと。 (10) 第75条の8第1項及び第2項の規定に基づ	条第5項及び第72条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、買収した土地又は工作物の上にある物件の所有者又は占有者に収去令書を交付すること。 (3) 第75条の7第1項の規定に基づき、草地利用権の存続期間の更新等に関する承認を行うこと。				き、土地等の買取りに関する裁定を行うこと (11) 第75条の9の規定に基づき、草地利用権に係る賃貸借の解除を承認すること。 (12) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第3項の規定に基づき、農地の対価の額の算定方法を定めること。		
							2 国土調査法（昭和26年法律第180号）の施行に関する事務	(1) 第5条第1項から第3項までの規定に基づき、国土調査の実施計画及び作業規程を作成すること。 (2) 第6条の3第1項及び第2項の規定に基づき、地籍調査に関する道計画及び事業計画を定めること。	(1) 第6条の4第2項の規定に基づき、地籍調査の実施計画及び作業規程を作成すること。	
							3 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の施行に関する事務		(1) 第53条の規定に基づき、農業会議の業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、検査を行いその他監督上必要な命令をすること。	
							4 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）の施行	(1) 第3条第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、市民農園の整備に関する基本方針を定め、又はその変更を	(1) 第4条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村が行う市民農園区域の指	

		に関する事務	行い、及びこれらを公表すること。	定又は変更について、市町村から協議を受けること。 (2) 第7条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村が行う市民農園の開設の認定又は整備運営計画の変更の認定について同意すること。			法律第28号）の施行に関する事務		いて「施行令」という。）第7条第1項の規定に基づき、発起人の指定漁船調書の記載の訂正を承認すること。 (2) 施行令第7条第2項及び第5項の規定に基づき、発起人に対し、指定漁船調書の訂正を命ずること。
		5 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事務	(1) 第27条の4の規定に基づき、利用権設定の調停を行うこと。 (2) 第27条の7の規定に基づき、特定利用権設定の裁定をすること。 (3) 第27条の10の規定に基づき、特定利用権に係る賃貸借の解除を承認すること。				2 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）の施行に関する事務	(1) 第105条第1項第1号の規定に基づき、区画漁業等に係る水域を設定すること。 (2) 第105条第1項第2号の規定に基づき、加入区を設定すること。 (3) 第118条第3項の規定に基づき、単位漁業区域を設定すること。 (4) 第125条の3第1項第2号の規定に基づき、加入区を設定すること。	
	農村振興局農業施設管理課	1 土地改良法の施行に関する事務	(1) 第94条の6の規定に基づき、国が行った国営土地改良事業によって生じた土地改良財産を受託し、管理すること。 (2) 第121条第2項の規定に基づき、土地収用委員会に裁決を申請すること。				3 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の施行に関する事務		(1) 第115条第2項の規定に基づき、組合の解散の登記を嘱託すること。
水産林務部	水産局水産経営課	1 漁船損害等補償法（昭和27年		(1) 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下この項にお		水産局水産振興課	1 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51	(1) 第8条第1項の規定に基づき、特定疾病のまん延を防止するため必要な限度において命	(1) 第13条第1項の規定に基づき、魚類防疫員を任命すること。 (2) 第13条第2項の規定

		号)の施行に関する事務	令をすること。 (2) 第9条第1項の規定に基づき、第8条第1項の規定による命令により損失を受けた者に対し、補償すること。	に基づき、魚類防疫協力員を委嘱すること。				に関する事務	を変更すること。 (2) 第21条第2項の規定に基づき、漁業権の存続の期間の特例を定めること。 (3) 第39条第8項の規定に基づき、補償金額を決定すること。 (4) 第39条第13項の規定に基づき、損失補償の額の全部又は一部を受益者に負担させること。 (5) 第67条第3項、第4項及び第11項の規定に基づき、連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の指示について必要な指示をし、指示を取り消し、及び指示に従うべきことを命ずること。 (6) 第85条第2項ただし書（第132条において準用する場合を含む。）規定に基づき、海区漁業調整委員会の会長を選任すること。 (7) 第85条第4項及び第5項（これらの規定を第132条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、海区漁業調整委員会に専門委員を置くこと。	9項の規定に基づき、連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の申請を受け、指示に係る異議の申出を催告すること。 (3) 第72条の規定に基づき、漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し、漁場の標識の建設又は漁業の標識の設置を命ずること。
水産局 漁港漁村課	1 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の施行に関する事務			(1) 第24条第1項（第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他人の土地若しくは水面に立ち入り、若しくは使用することについて農林水産大臣に許可を申請し、又は特定漁港漁場整備事業の施行者が立ち入り、若しくは使用することを許可すること。 (2) 第38条の規定に基づき、当該施設の利用方法及び使用料の料率について認可すること。						
	2 海岸法（昭和31年法律第101号）の施行に関する事務	(1) 第22条第1項の規定に基づき、海岸保全区域内に設定されている漁業権の取り消し、変更又はその行為の停止について海岸管理者として申請すること。	(1) 第5条第7項の規定に基づき、同条第2項の規定による指定について、当該市町村長の意見を聴くこと。							
水産局 漁業管理課	1 漁業法（昭和24年法律第267号）の施行	(1) 第11条第1項及び第2項の規定に基づき、漁業の免許、内容等を事前に定め、及びこれ	(1) 第5条第2項の規定に基づき、代表者を指定すること。 (2) 第67条第8項及び第							

			(8) 第100条（第132条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第85条第3項第2号の委員を解任すること。						(7) 第45条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕を許可し、又は許可内容の変更を許可すること（支庁長の権限とされているものを除く。）。
		2 北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）の施行に関する事務	(1) 第23条第1項及び第4項の規定に基づき、漁業の許可の定数を定め、又は変更すること。	(1) 第6条第2項の規定に基づき、許可の申請期間を定めること。 (2) 第14条第1項及び第19条第4項の規定に基づき、許可の内容についての変更及び起業の認可の内容についての変更を許可すること（支庁長の権限とされているものを除く。）。					(8) 第46条第1項の規定に基づき、許可船舶に対し、停泊を命じ、又は検査を行うこと。 (9) 第47条第1項の規定に基づき、船長等の乗組を制限し、又は禁止すること。 (10) 第48条第1項の規定に基づき、船舶に対し、停泊を命じ、又は検査を行うこと。 (11) 第49条の規定に基づき、無許可船舶に対し、漁ろう装置の陸上げを命じ、又はこれらの設備に封印すること。 (12) 第50条第1項の規定に基づき、船長等に対し、停船を命ずること。
				(3) 第29条第1項の規定に基づき、漁業の許可を取り消すこと（支庁長の権限とされているものを除く。）。 (4) 第33条第2項の規定に基づき、除害設備の設置又は変更を命ずること。 (5) 第34条の規定に基づき、保護水面の区域における水産動物の採捕を許可すること。 (6) 第43条第1項の規定に基づき、漁場内の岩礁破碎等を許可すること。		3 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の施行に関			(1) 第22条第2項の規定に基づき、さく河魚類のさく上を妨げないように管理することを命ずること。

		する事務		(2) 第33条の規定に基づき、水産資源の保護培養に関し、漁業協同組合その他の者に対し、協力を求めること。			務	全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずること。 (2) 第115条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。 (3) 第116条の規定に基づき、森林組合連合会の契約を取り消すこと。	変更、解任及び解除を行うこと。 (2) 組合等登記令（昭和39年政令第29号）第15条の規定に基づき、森林組合連合会の登記を嘱託すること。
		4 北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）の施行に関する事務		(1) 第21条第3項の規定に基づき、除外設備の設置又は変更を命ずること。 (2) 第27条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕を許可し、又は許可内容の変更を許可すること（支庁長の権限とされているものを除く。）。					
		5 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）の施行に関する事務		(1) 第20条の規定に基づき、遊漁船業団体の指定を行うこと。 (2) 第22条の規定に基づき、遊漁船業団体に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。 (3) 第23条の規定に基づき、遊漁船業団体の指定を取り消すこと。			2 調査委嘱規則（昭和50年農林漁業金融公庫規則第3号）により委嘱された事務		(1) 林業に係る融資申請に対し、事業計画の適否を調査し、調書を農林漁業金融公庫（受託金融機関を含む。以下この項において同じ。）に提出すること（2以上の支庁の所管区域にわたるものに限る。以下この項において同じ。）。 (2) 林業に係る工事しゅん工の認定を行い、調書を農林漁業金融公庫に提出すること。 (3) 林業に係る工事完成後の状況調査を行い、補助金交付状況調書を農林漁業金融公庫に提出すること。
林務局 林業木材課	1 森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に関する事	(1) 第113条第1項及び第2項の規定に基づき、森林組合連合会に対し、必要な措置をとるべき旨を命じ、及び業務の	(1) 第12条の規定に基づき、信託法第22条第1項ただし書、第23条、第46条、第47条及び第58条に規定する許可、				3 林業経営基盤の強化		(1) 第3条第1項の規定に基づき、林業経営改

	等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）の施行に関する事務		善計画が適当である旨を認定すること（2以上の支庁の所管区域にわたるものに限る。以下この項において同じ。）。 (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号。以下この項において「政令」という。）第1条第1項の規定に基づき、林業経営改善計画の変更を認定すること。 (3) 政令第1条第3項の規定に基づき、林業経営改善計画の認定を取り消すこと。			に関する事務		
						3 北海道緊急造林奨励条例（昭和25年北海道条例第40号）の廃止に伴う経過措置に関する事務	(1) 北海道緊急造林奨励条例を廃止する条例（昭和55年北海道条例第52号）附則第2項の規定に基づき、造林に関する組合契約の期間を更新すること及び契約を解除すること。	
						4 北海道分収造林指導規則（昭和34年北海道規則第28号）の施行に関する事務	(1) 第8条第2項の規定に基づき、支庁長の報告に対し必要な指示を与え、又は自らあつせんすること。	(1) 第5条第1項の規定に基づき、道外に居住する者からの分収林契約の締結について審査し、あつせんを行う支庁長を指定すること。 (2) 第12条の規定に基づき、契約内容の補正を勧告すること。
林務局 森林整備課	1 林業種苗法（昭和45年法律第89号）の施行に関する事務		(1) 第3条第1項の規定に基づき、育種母樹等を指定すること。 (2) 第23条の規定に基づき、種穂の採取の禁止等を行うこと。 (3) 第29条の規定に基づき、監督処分を行うこと。			1 森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関する事務	(1) 第32条第1項の規定に基づき、第30条の告示の内容に異議ある者の意見書を農林水産大臣に進達すること。	
	2 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）の施行	(1) 第5条第4項において準用する第4条第1項の規定に基づき、駆除の措置を行うこと。				2 北海道水源林野道行造林条例（昭和26年北海道条例第38号）の廃止に伴う	(1) 北海道水源林野道行造林条例を廃止する条例（昭和55年北海道条例第53号）附則第2項の規定に基づき、道行造林の実測面積等必要な事項を定める契約	

		経過措置に関する事務	(道有林野に係るものに限る。)を解除し、又は変更すること。					すること。	
	森林環境局道有林課	1 北海道有林野の整備管理に関する事務	(1) 北海道有林野分収林規則（平成9年北海道規則第15号）第8条第1項ただし書の規定に基づき、道と分収造林契約を締結した者の収益分収の割合を決定すること。				3 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）の施行に関する事務		(1) 第6条第1項の規定に基づき、事業認定申請書の欠陥を補正させること。
建設部	総務課	1 道営住宅団地の開発事業に関する事務	(1) 企業債の借入れ及び償還を行うこと。 (2) 出納取扱金融機関と出納事務委託契約を締結すること。				4 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関する事務	(1) 第18条第2項の規定に基づき、北海道の設立する土地開発公社の予算、事業計画及び資金計画を承認すること。 (2) 第19条第1項の規定に基づき、北海道の設立する土地開発公社に対し、その事務に関し必要な命令をすること。	
		2 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関する事務	(1) 第24条第4項及び第5項（これらの規定を第34条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、起業者の名称等の公告及び縦覧の手続を行うこと。 (2) 第102条の2第3項の規定に基づき、代執行に要した費用に充てるため義務者が起業者から受けるべき補償金を義務者に代わって受けること。 (3) 第102条の2第5項の規定に基づき、代執行に要した費用を徴収	(1) 第19条第1項の規定に基づき、事業認定申請及びその添付書類の欠陥を補正させること。 (2) 第36条第5項の規定に基づき、起業者の申請により、土地調書及び物件調書の作成に係る立会人を指名し、署名押印させること。			建設管理局建設政策課	1 港湾法（昭和25年法律第218号）の施行に関する事務	(1) 第53条の規定に基づき、国が行った港湾工事により生じた土地又は工作物の譲渡を受けること。 (2) 第54条第1項又は第54条の2第1項の規定に基づき、国が行った港湾工事により生じた港湾施設を借り受け、及び管理を受託し、又は譲渡を受けること。 (3) 第55条の4第1項の規定に基づき、第55条

			の2及び第55条の3による行為により損失を受けた者に対し、補償すること。 (4) 第55条の5の規定に基づき、港湾管理者以外の者に対し、補償すること。					号)の施行に関する事務	更すること。 (2) 第22条第6項の規定に基づき、洪水時等における緊急措置により損害を受けた者に対し、補償すること。 (3) 第36条第1項の規定に基づき、1級河川の特定水利使用に関し、国土交通大臣に意見を述べること。 (4) 第37条の規定に基づき、工作物の新築等の許可を受けた者の委託を受けて工事を行うこと。 (5) 第42条第2項の規定に基づき、水利使用の許可に係る損失の補償について裁定すること。 (6) 第43条第1項ただし書の規定に基づき、関係河川使用者の受ける損失の程度を事前に確定することができない旨又は損失防止施設の設置が事後でよい旨を決定すること。 (7) 第53条第3項の規定に基づき、渇水期における水利使用の調整に関してあつせんをし、又は調停をすること。 (8) 第57条第2項の規定に基づき、河川予定地	(2) 第20条の規定に基づき、河川管理者以外の者の工事等の施行を承認すること。 (3) 第30条第2項の規定に基づき、工事の完成前に当該工作物の一部の使用を承認すること（水利使用に係るものに限る。）。 (4) 第88条の規定に基づき、許可を受けたものとみなされる者からの届出を受理すること。 (5) 第95条の規定に基づき、協議すること（前各号に係るものに限る。）。 (6) ダム検査規程（昭和43年建設省訓令第2号）に基づき、職員にダムの検査を行わせること。
	建設管理局建設情報課	1 建設業法（昭和24年法律第100号）の施行に関する事務		(1) 第27条の26第1項の規定に基づき、建設業者の経営規模等評価を行うこと。 (2) 第27条の28の規定に基づき、経営規模等評価の再審査を行うこと。						
	土木局道路課	1 道路法（昭和27年法律第180号）の施行に関する事務	(1) 第10条第1項及び第2項の規定に基づき、道道の路線の全部若しくは一部を廃止し、又は変更すること。 (2) 第16条第3項において準用する第7条第5項及び第6項の規定に基づき、市町村道の路線と重複する部分の道路の管理方法について裁定すること。 (3) 第94条第5項の規定に基づき、国有財産である不用物件の譲与の割合を決定すること。	(1) 第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域の決定、変更、供用の開始等を行うこと。 (2) 第21条の規定に基づき、他の工作物の管理者に道路に関する工事を施行させ、又は道路の維持をさせること。						
	土木局河川課	1 河川法（昭和39年法律第167号）の施行に関する事務	(1) 第14条の規定に基づき、河川管理施設の操作規則を定め、又は変更すること。	(1) 第18条の規定に基づき、工事原因者に河川工事を施行させること。						

			における行為の制限に伴う損失を補償すること。 (9) 第58条の6第2項の規定に基づき、行為の制限に伴う損失を補償すること。 (10) 第66条の規定に基づき、兼用工作物の費用の負担について、他の工作物の管理者と協議して定めること。 (11) 第67条の規定に基づき、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事に要する費用について原因者に負担させること。 (12) 第76条の規定に基づき、監督処分に伴う損失を補償すること。				（昭和33年法律第30号）の施行に関する事務	画の概要を作成すること。	
							3 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の施行に関する事務	(1) 第6条第3項の規定に基づき、裁定すること。 (2) 第25条の規定に基づき、埋立てにより不用になった国有地を下付すること。 (3) 第35条第2項の規定に基づき、土砂その他の物件を国の所有に属させること。 (4) 第43条の規定に基づき、国が埋め立てた土地の一部を公共団体に帰属させること。	(1) 第13条の2第1項の規定に基づき、埋立区域の縮小、埋立地の用途等の概要の変更又は期間の伸長を許可すること。 (2) 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第8条ただし書の規定に基づき、公有水面の利用に関する施設を許可すること。
	土木局 砂防災 害課	1 砂防法（明治30年法律第29号）の施行に関する事務	(1) 第15条の規定に基づき、市町村に砂防に関する費用の一部を負担させること。 (2) 第16条の規定に基づき、砂防工事の費用を行為原因者に負担させること。 (3) 第28条の規定に基づき、砂防設備を下付すること。	(1) 第27条の規定に基づき、砂防設備から生ずる収入を下付すること。			4 北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和24年法律第74号）の施行に関する事務	(1) 第6条の規定に基づき、利害関係者に対する損害の補償又は損害の防止の施設について定めること。	
		2 地すべり等防止法	(1) 第24条第1項の規定に基づき、関連事業計			まちづくり局 都市計画課	1 都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に関する事務	(1) 第18条第1項の規定に基づき、都市計画の案を都市計画審議会に付議し、及び都市計画を決定すること。 (2) 第24条第5項の規定	(1) 第80条第2項の規定に基づき、都市計画の決定又は変更について、市町村等の技術的援助の求めに応ずること。

[illegible]

住宅局 建築指 導課	1 建築基準 法（昭和25 年法律第 201号）の 施行に関す る事務	(1) 第14条第1項の規定 に基づき、国土交通大 臣に必要な助言又は援 助を求めること。 (2) 第18条第14項の規定 に基づき、建築物又は 建築物の敷地を管理す る機関の長に対し、第 9条第1項、第10条第 1項若しくは第3項又 は第90条の2第1項の 規定に掲げる必要な措 置をとるべきことを要 請すること。 (3) 第84条の規定に基づ き、建築物の建築を制 限又は禁止する区域を 指定し、及びその期間 を延長すること。	(1) 第7条の19第1項の 規定に基づき、個人施 行者の審査委員の承認 をすること。 (2) 第129条の規定に基 づき、個人施行者とな ろうとする者又は組合 を設立しようとする者 からの技術的援助の求 めに応ずること。	(4) 第49条の規定に基づ き、清算人の決算報告 書の承認をすること。 (5) 第98条第2項の規定 に基づき、土地又は物 件の引渡し等の代執行 をすること。 (6) 第112条の規定に基 づき、事業代行の開始 を決定すること。 (7) 第125条第5項の規 定に基づき、総会、総 会の部会又は総代会を 招集すること。 (8) 第125条第6項の規 定に基づき、理事又は 監事の解任の請求を組 合員の投票に付するこ と。 (9) 第125条第7項の規 定に基づき、総会、総 会の部会若しくは総代 会の議決、選挙、当選 又は解任の投票を取り 消すこと。	(1) 第14条第2項の規定 に基づき、損害賠償額 を認定すること。
	2 都市再開 発法（昭和 44年法律第 38号）の施 行に関する 事務	(1) 第7条の5第2項の 規定に基づき、違反を 是正するため必要な措 置を自ら行い、又は命 じた者若しくは委任し た者に行わせること。 (2) 第7条の6第3項及 び第7条の7第1項か ら第3項までの規定に 基づき、市街地再開発 促進区域内の土地の買 取り及び処分等をする こと。 (3) 第16条第3項の規定 に基づき、意見書の処		3 北海道厚 生年金住宅 貸与条例 （昭和32年 北海道条例 第50号）の 施行に関す る事務	(1) 第13条の規定に基づ き、賃貸期間の始期開 始後に係る賃貸借契約 を解除し、及び厚生年 金住宅を返還させるこ と。 (2) 北海道厚生年金住宅 貸与条例施行規則（昭

			和32年北海道規則第97号。以下この項において「規則」という。)第3条の規定に基づき、賃貸契約を締結すること。				北海道条例第11号)の施行に関する事務		
		4 住宅金融公庫から委託を受けた事務		(1) 賃貸住宅の融資申請に対し、意見書を提出すること。 (2) 産業労働者住宅の借入申込みに対し、意見書を提出すること。 (3) 中、高層耐火建築物の借入申込みに対し、意見を付記すること。 (4) 融資住宅等の工事(変更工事を含む。)を審査し、合格又は不合格を判定すること。 (5) 融資住宅及び災害復旧工事の設計を指導し、及び現場審査をし、合格又は不合格の判定をすること。 (6) 災害復興住宅及び改修住宅の審査を行い、及び認定すること。 (7) 設計審査、しゅん工検査及び住宅購入の審査を行い、並びに判定すること。			2 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)の施行に関する事務	(1) 第11条の規定に基づき、不良住宅の収用等を行うこと。 (2) 第13条の規定に基づき、土地の整備のために土地の収用等を行うこと。 (3) 第23条の規定に基づき、土地の立入等による損失を補償すること。	(1) 第15条の規定に基づき、一時収容施設等の設置のために土地等を使用すること。 (2) 第19条の規定に基づき、整備完了後の土地の引渡しを行うこと。 (3) 第21条の規定に基づき、障害物の伐除若しくは試掘等を許可し、又はこれらにつき市町村長の許可を受けること。 (4) 第24条第1項の規定に基づき、測量のために標識を設置すること。 (5) 第32条の規定に基づき、市町村に対し技術上の援助をし、又は国土交通大臣に技術上の援助を求めること。
							3 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)の施行に関する事務	(1) 第27条の規定に基づき、事業計画及び資金計画を承認すること。	
住宅局 住宅課	1 北海道営住宅条例(平成9年	(1) 第16条の規定に基づき、家賃の減免又は徴収猶予をすること。			出納局	総務課	1 北海道財務規則(昭	(1) 第337条の規定に基づき、証拠書類の編集	

		和45年北海道規則第30号)の施行に関する事務	について定めること。 (2) 第367条ただし書の規定に基づき、帳票等の様式を承認すること。			事務	せる財務事務の検査の範囲等を定めること。 (2) 第350条第1項の規定に基づき、検査員を命ずること。 (3) 第351条第10号の規定に基づき、実地検査事項の認定を行うこと。 (4) 第352条の規定に基づき、実地検査の通知を行うこと。 (5) 第353条の規定に基づき、実地検査の結果の報告を受け、及び改善の指示を行うこと。	
		2 北海道収入証紙条例（昭和39年北海道条例第26号）の施行に関する事務		(1) 第7条ただし書の規定に基づき、証紙の返還等を決定すること。				
	指導審査課	1 出納長の権限に属する事務	(1) 1件の金額が5億円未満の支出命令の審査及び支出負担行為の確認を行うこと。	(1) 次に掲げる支出命令の審査及び支出負担行為の確認を行うこと。 ア 給与その他の給付に係るもの イ 需用費のうち光熱水費、役務費のうち通信運搬費及び手数料並びに公課費に係るもの ウ 資金前渡員に対する資金の交付に係るもの エ アからウまでに掲げるもののほか1件の金額が5,000万円未満のもの オ 支出の更正及び戻入に係るもの		経理課	1 出納長の権限に属する事務	(1) 基金に属する現金の出納及び保管を行うこと。 (1) 道費の支出を行うこと。 (2) 一時借入金の前払金及び払出しを行うこと。 (3) 融通金の振替を行うこと。
		2 北海道財務規則の施行に関する	(1) 第348条第2項の規定に基づき、支庁長又は東京事務所長に行わ				2 北海道財務規則の施行に関する事務	(1) 第360条第2項の規定に基づき、会計事務の電子計算組織による記録管理に関し、必要な事項を定めること。

別表第4の支庁の本庁総務部の分掌事項中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する事務
- (1) 第71条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、避難住民の運送を求めること。
- (2) 第73条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所要の避難住民の運送を行うべきことを指示すること。

- (3) 第79条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、緊急物資の運送を求めること。
- (4) 第80条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救援に必要な援助について協力を要請すること。
- (5) 第81条第1項又は第2項（これらの規定を第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、物資の売渡しを要請し、又は収用すること。
- (6) 第81条第3項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定物資の保管を命ずること。
- (7) 第82条第1項又は第2項（これらの規定を第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地等を使用すること。
- (8) 第83条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公用令書を交付すること。
- (9) 第84条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定物資の保管を命じ、又は職員に土地等について立入検査させること。
- (10) 第84条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又は職員に特定物資を保管させてある場所等について立入検査させること。
- (11) 第85条第1項又は第2項（これらの規定を第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示すること。
- (12) 第113条第3項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地等を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用し、又は工作物等の除去等の措置を講ずること。
- (13) 第113条第4項（第183条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する災害対策基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、保管した工作物等について所定の事項を公示し、又は工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。
- (14) 第115条第1項又は第123条第1項（これらの規定を第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要な援助について協力を要請すること。
- 別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同事項第4項第5号中「第10条第2項（）」の次に「第17条の12第1項及び」を加え、同項第6号中「第11条（）」の次に「第17条の12第2項及び」を加え、同項第7号中「第12条第3項（）」の次に「第17条の12第2項及び」を加え、同項中第24号を第29号とし、第11号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の5号を加え、同項を同事項第3項とする。
- (11) 第17条の4第1項の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の設置の届出を受理

- すること。
- (12) 第17条の5第1項の規定に基づき、一の施設が揮発性有機化合物排出施設となった際の届出を受理すること。
- (13) 第17条の6第1項の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。
- (14) 第17条の7の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の構造等に関する計画の変更又は揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。
- (15) 第17条の10の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善を命じ、又は揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずること。
- 別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 7 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務
- (1) 第7条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定検査機関からの報告を受理すること。
- (2) 第7条の2第1項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、設置後等の水質検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。
- (3) 第7条の2第2項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。
- (4) 第7条の2第3項の規定に基づき、同条第2項に規定する勧告を受けた浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (5) 第11条の2の規定に基づき、浄化槽の廃止の届出を受理すること。
- (6) 第12条の2第1項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、定期検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。
- (7) 第12条の2第2項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、定期検査を受けるべき旨の勧告をすること。
- (8) 第12条の2第3項の規定に基づき、同条第2項に規定する勧告を受けた浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第8項第7号中「第5項」を「第6項」に、「届出及び」を「届出、」に、「届出を」を「届出及び第8条第1項の許可を受けた者が欠格事由に該当するに至った旨の届出を」に改め、同項第17号中「第12条の6」を「第12条の6第1項」に改め、同項中第57号を第64号とし、第45号から第56号までを7号ずつ繰り下げ、同項第44号中「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改め、同号を同項第49号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (50) 第21条の2第1項の規定に基づき、事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受理すること。

(5) 第21条の2第2項の規定に基づき、応急の措置を講ずべきことを命ずること。
別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第8項中第43号を第47号とし、同号の次に次の1号を加える。

(48) 第19条の10第1項及び同条第2項において準用する第19条の4第2項の規定に基づき、土地の形質の変更に係る措置を命じ、及び命令書を交付すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第8項中第42号を第46号とし、第39号から第41号までを4号ずつ繰り下げ、第38号を第40号とし、同号の次に次の2号を加える。

(41) 第15条の19第1項から第3項までの規定に基づき、土地の形質の変更の届出を受理すること。

(42) 第15条の19第4項の規定に基づき、土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第8項中第37号を第39号とし、第18号から第36号までを2号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の2号を加える。

(18) 第12条の6第2項の規定に基づき、勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること。

(19) 第12条の6第3項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第18項を削り、第17項を第18項とし、同事項第16項中第1号から第9号までを削り、同項第10号中「第24条」を「第12条」に、「危険動物」を「特定動物」に改め、同号を同項第1号とし、同項第11号中「第26条」を「第14条」に改め、同号を同項第2号とし、同項第12号中「第28条第1項」を「第16条第1項」に、「許可若しくは承認を取り消し、変更し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は危険動物の飼養の禁止を命じ、逸走した危険動物の捕獲若しくは殺処分を命じ、飼養施設の使用の禁止を命じ、若しくは飼養施設の改造、移転若しくは除去その他違反を是正するために必要な措置」を「特定動物に係る飼養の方法の改善その他の必要な措置をとるべきこと」に改め、同号を同項第3号とし、同項第13号中「第28条第2項」を「第16条第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第14号中「第28条第3項」を「第16条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第15号中「第28条第4項」を「第16条第4項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第16号中「第28条第5項」を「第16条第5項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第17号中「第29条第1項」を「第17条第1項」に、「第28条第3項」を「第16条第3項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第18号中「第32条」を「第20条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第19号中「第33条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項を同事項第17項とし、同事項第15項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 第10条第1項の規定に基づき、動物取扱業の登録をすること。

(2) 第11条第1項及び第2項（これらの規定を第13条第2項及び第14条第3項において

準用する場合を含む。）の規定に基づき、動物取扱業者登録簿への登録及びその旨の申請者への通知を行うこと。

(3) 第12条第1項及び第2項（これらの規定を第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動物取扱業の登録の拒否及びその旨の申請者への通知を行うこと。

(4) 第13条第1項の規定に基づき、動物取扱業の登録の更新を行うこと。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第15項第11号中「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同号を同項第25号とし、同号の次に次の15号を加える。

(26) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）第2条第3項の規定に基づき、必要と認める書類の提出を求めること。

(27) 省令第2条第5項及び第6項（これらの規定を省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録証の交付及び再交付をすること。

(28) 省令第2条第8項本文（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録証の亡失の届出を受理すること。

(29) 省令第2条第9項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録証の返納を受けること。

(30) 省令第5条第6項の規定に基づき、必要と認める書類の提出を求めること。

(31) 省令第10条第1項の規定に基づき、動物取扱業者に動物取扱責任者研修の開催の通知を行うこと。

(32) 省令第15条第3項の規定に基づき、必要と認める書類の提出を求めること。

(33) 省令第15条第5項及び第6項（これらの規定を省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の交付及び再交付をすること。

(34) 省令第15条第8項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の亡失の届出を受理すること。

(35) 省令第15条第9項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の返納を受けること。

(36) 省令第16条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の廃止の届出を受理すること。

(37) 省令第18条第3項の規定に基づき、必要と認める書類の提出を求めること。

(38) 省令第20条第3号の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の方法についての届出を受理すること。

(39) 動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第43号。以下この項において「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、受講証明書を交付すること。

(40) 規則第4条の規定に基づき、研修を受講したことを確認できる書類を受理すること。
別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第15項第10号中「第15条第3項」を「第25条第3項」に改め、同号を同項第18号とし、同号の次に次の6号を加える。

(19) 第26条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管を許可すること。

(20) 第28条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可の変更を許可すること。

(21) 第28条第3項の規定に基づき、軽微な変更等の届出を受理すること。

(22) 第29条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。

(23) 第32条の規定に基づき、特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(24) 第33条の規定に基づき、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第15項第9号中「第15条第2項」を「第25条第2項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第8号中「第15条第1項」を「第25条第1項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第7号中「第13条第1項」を「第24条第1項」に改め、「飼養施設を設置する」を削り、同号を同項第15号とし、同項第6号中「第12条第2項」を「第23条第3項」に改め、「同条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同号を同項第14号とし、同項第5号中「第12条第1項」を「第23条第1項」に、「第11条第1項」を「第21条第1項」に改め、「飼養施設の構造」を削り、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 第23条第2項の規定に基づき、第22条第3項の規定を遵守していないと認められる者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第15項第4号の次に次の7号を加え、同項を同事項第16項とする。

(5) 第14条第1項及び第2項の規定に基づき、動物取扱業者の申請書記載事項の変更等の届出を受理すること。

(6) 第15条の規定に基づき、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供すること。

(7) 第16条第1項の規定に基づき、動物取扱業者の廃業等の届出を受理すること。

(8) 第17条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を抹消すること。

(9) 第19条第1項の規定に基づき、動物取扱業者の登録を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(10) 第19条第2項において準用する第12条第2項の規定に基づき、動物取扱業者の登録の取消し等をした旨の通知をすること。

(11) 第22条第3項の規定に基づき、動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修を行うこと。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第14項第1号中「同条同項各号」を「同項各号」に改め、同項第6号中「第16条第3項」を「第16条第1項」に改め、同項第16号を削り、同項第15号中「第6号及び第10号」を「第5号、第9号、第12号及び前号」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号中「中止命令等の命令を行う」を「中止等を命じ、又はこれに代わるべき措置を執るべき旨を命ずる」に、「第6号及び第10号」を「第5号、第9号及び第12号」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「同条同項各号」を「同項各号」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第16条第4項及び第5項の規定に基づき、立入認定証の交付及び再交付を行うこと。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第14項第18号中「実地調査」の次に「のため、職員に他人の土地への立入り等」を加え、同項第21号中「とる」を「執る」に改め、同項第22号中「に同意し」を「を受け」に、「採る」を「執る」に改め、同項第25号中「この項中」を「この項において」に、「第7条第4項」を「第10条第4項」に、「工作物の新築等」を「同項各号に掲げる行為」に改め、同項第26号中「第7条第6項」を「第10条第6項」に改め、同項中第37号を第39号とし、第36号を削り、同項第35号中「この項中」を「この項において」に改め、同号を同項第38号とし、同項第34号中「第14条第1項」を「第38条第1項」に改め、「実地調査」の次に「のため、職員に他人の土地への立入り等」を加え、同号を同項第37号とし、同項第33号を削り、同項第32号中「第11条」を「第23条」に改め、「こと」の次に「（第25号、第27号、第32号及び前号に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第36号とし、同項第31号中「第10条」を「第22条」に、「原状回復」を「中止等」に、「採る」を「執る」に、「第22号から第25号」を「第25号、第27号及び第32号」に改め、「。次号において同じ」を削り、同号を同項第35号とし、同項第30号中「第9条第6項」を「第21条第6項」に改め、同号を同項第34号とし、同項第29号中「第9条第4項」を「第21条第4項」に改め、同号を同項第33号とし、同項第28号中「第9条第2項」を「第21条第2項」に、「採る」を「執る」に改め、同号を同項第32号とし、同項第27号中「第9条第1項」を「第21条第1項」に、「同条同項各号」を「同項各号」に改め、同号を同項第31号とし、同項第26号の次に次の4号を加え、同項を同事項第15項とする。

(27) 条例第11条第4項第6号の規定に基づき、道立自然公園の利用調整地区への立入りを許可すること。

(28) 条例第13条第1項の規定に基づき、道立自然公園の利用調整地区への立入りを認定すること。

(29) 条例第13条第4項及び第5項の規定に基づき、立入認定証の交付及び再交付を行うこと。

(30) 条例第19条第1項の規定に基づき、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第13項中「事務」の次に「（第1号から第14号まで及び第23号に掲げる事務にあつては、2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）」を加え、第22号を第25号とし、第21号を第24号とし、同項第20号中「第4号、第12号」を「第1号、第4号から第6号まで、第15号」に、「第14号」を「第17号」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第19号を第22号とし、同項第18号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同項第21号とし、同項第17号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同項第20号とし、同項第16号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同項第19号とし、同項第15号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、同項第11号中「採る」を「とる」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号中「国の機関等がする」を削り、「係る」の次に「国の機関等からの」を加え、同号を同項第13号とし、同項第9号中「採る」を「とる」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「国の機関等がする」を削り、「係る」の次に「国の機関等からの」を加え、同号を同項第11号とし、同項第7号中「基づき」の次に「、第17条第3項若しくは第18条第3項の規定に違反し、若しくは第17条第4項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者」を加え、「採る」を「とる」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 第21条第1項の規定に基づき、許可を要する行為に係る国の機関等からの協議を受けること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第13項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同項第3号中「建築物の新築等の」を「普通地区内における同項各号に掲げる」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「建築物の新築等の」を「同条第3項各号（第8号を除く。）に掲げる」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「基づき、」の次に「特別地区内において」を、「行った」の次に「同条第3項各号に掲げる」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次のように加える。

(1) 第17条第3項の規定に基づき、特別地区内における同項各号に掲げる行為を許可すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例の施行に関する事務

(1) 第14条の規定に基づき、道民等、事業者及び土地占有者等に対し、指導又は助言を行うこと。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第19項を削り、同事項第20項第1号中「次に

掲げる行為」を「鳥獣の捕獲等又は採取等」に、「捕獲又は採取」を「捕獲等又は採取等」に改め、同号アからエまでを削り、同項第9号中「次に掲げる行為」を「鳥獣の捕獲等」に、「捕獲又は採取」を「捕獲等」に改め、同号アからウまでを削り、同項を同事項第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 消費生活協同組合法の施行に関する事務（共済事業に係るもの及び2以上の支庁の所管区域を地域とする組合に係るものを除く。）

(1) 第12条第3項の規定に基づき、消費生活協同組合に対し、組合員以外の者にその事業を利用させることを許可すること。

(2) 第12条第5項の規定に基づき、同条第3項ただし書の許可を受けていない組合に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(3) 第43条第3項の規定に基づき、組合の定款の変更を認可すること。

(4) 第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。

(5) 第62条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。

(6) 第63条第3項において準用する第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。

(7) 第64条第2項の規定に基づき、組合員の減少による組合の解散の届出を受理すること。

(8) 第65条第2項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。

(9) 第86条第2項の規定に基づき、組合の解散の登記を嘱託すること。

(10) 第93条及び第93条の2の規定に基づき、組合から必要な報告を徴すること。

(11) 第94条の規定に基づき、組合の業務又は会計の状況を検査すること。

(12) 第95条第1項の規定に基づき、必要な措置をとることを命ずること。

(13) 第95条第2項の規定に基づき、事業の停止を命ずること。

(14) 第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。

(15) 第96条第1項の規定に基づき、議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第26項の次に次の1項を加える。

27 北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の施行に関する事務

(1) 第10条第1項の規定に基づき、自動販売機等の設置の届出を受理すること。

(2) 第10条第2項の規定に基づき、届出に係る事項の変更の届出又は使用の廃止の届出を受理すること。

(3) 第12条第1項の規定に基づき、届出済証を交付すること。

(4) 第12条第2項の規定に基づき、届出済証の再交付申請を受理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項に次の1項を加える。

2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する事務

(1) 第159条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定物

資の収容等による損失を補償すること。

- (2) 第159条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に実費を弁償すること。
- (3) 第160条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第80条第1項の規定による要請を受けた協力者の死亡等による損害を補償すること。
- (4) 第160条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者の死亡等による損害を補償すること。

別表第4の支庁の本庁経済部の分掌事項第10項を次のように改める。

10 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）の施行に関する事務

- (1) 第18条の規定に基づき、通訳案内士登録簿に登録を行うこと。
- (2) 第21条第2項の規定に基づき、通訳案内士の登録を拒否する旨の通知を行い、及び申請者の求めに応じ、職員に意見を聴取させること。
- (3) 第22条の規定に基づき、通訳案内士登録証（以下この項において「登録証」という。）を交付すること。
- (4) 第23条第1項及び第2項の規定に基づき、通訳案内士の登録事項の変更の届出を受理し、及び登録証の訂正を行うこと。
- (5) 第24条の規定に基づき、登録証の再交付を行うこと。
- (6) 第25条第1項の規定に基づき、登録の抹消を行うこと。
- (7) 第25条第2項の規定に基づき、登録の抹消事由に該当することとなった旨の届出を受理すること。
- (8) 第26条の規定に基づき、通訳案内士の登録を抹消すること。
- (9) 第33条第1項の規定に基づき、通訳案内士の懲戒処分をすること。
- (10) 第33条第2項の規定に基づき、聴聞を行うこと。
- (11) 第34条の規定に基づき、通訳案内士に対し、必要な報告を求めること。
- (12) 通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号。以下この項において「省令」という。）第16条第3項の規定に基づき、登録申請者等に対し、住民票の抄本等を提出させること。
- (13) 省令第19条第3項の規定に基づき、登録事項の変更をした旨を旧住所地を管轄する都道府県知事に通知すること。
- (14) 省令第20条第2項の規定に基づき、登録証の返納を受理すること。
- (15) 省令第21条第3項の規定に基づき、登録抹消事由届出書を提出しようとする者等に対し、住民票の抄本等を提出させること。
- (16) 省令第22条第1項の規定に基づき、登録の抹消の処分を受けた者に対し、登録を抹消した旨の通知をすること。
- (17) 省令第22条第2項の規定に基づき、登録証の返納を受理すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第1項第19号中「農地法による買収又は売渡をする場合の登記の特例に関する政令」を「農地法による不動産登記に関する政令」に改め、同事項第2項に次の1号を加える。

- (2) 第7条第1項及び第5項（第8条第2項において準用する場合を含む。）又は第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程の制定又は変更若しくは廃止の承認を行い、及び承認した旨等を公告すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第5項第15号中「第15条の17第2項」を「第15条の4第2項」に改め、同号を同項第23号とし、同項第14号中「第15条の17第1項」を「第15条の4第1項」に改め、同号を同項第22号とし、同項第13号中「第15条の16」を「第15条の3」に改め、同号を同項第21号とし、同項第12号中「第15条の15第6項」を「第15条の2第6項」に改め、同号を同項第20号とし、同項第11号中「第15条の15第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第10号を第16号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (17) 第15条第2項の規定に基づき、調停を行うこと。
- (18) 第15条第3項及び第4項の規定に基づき、調停案を作成し、及び当事者に示してその受諾を勧告すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第5項中第9号を第15号とし、第2号から第8号までを6号ずつ繰り下げ、同項第1号中「採る」を「とる」に改め、同号を同項第7号とし、同項に第1号から第6号までとして次のように加える。

- (1) 第9条第1項の規定に基づき、受益の範囲が広域にわたるものその他広域の見地から定めることが相当であるものを内容とする農業振興地域整備計画（2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。）を定めること。
- (2) 第9条第2項（第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業振興地域整備計画の策定について関係市町村の同意を得ること。
- (3) 第11条第12項（第13条第4項において準用する場合を含む。）において準用する第11条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の策定について、その旨を公告し及びその案を縦覧に供すること。
- (4) 第12条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を策定した旨を公告し、及び関係市町村長に当該農業振興地域整備計画書の写しを送付すること。
- (5) 第12条第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画書又はその写しを縦覧に供すること。
- (6) 第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更すること。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第4項第1号中「（第6項を除く。）」を削り、同事項中第21項中「林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、

同項第4号中「林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に改め、同事項第22項第1号中「林地取得資金融通取扱要綱」を「森林取得資金融通取扱要綱」に、「林地取得資金の」を「森林取得資金の」に改め、同事項第23項中「林業構造改善事業促進対策資金」を「林業構造改善事業推進資金」に改め、同項第1号中「林業構造改善事業促進対策融資要綱」を「林業・木材産業等振興施設整備交付金事業促進対策融資要綱」に改め、同事項第25項を削り、同事項第26項中「木材産業体質強化促進対策事業の実施」を「木材加工・流通体制整備事業等の実施」に改め、同項第1号中「木材産業体質強化促進対策事業の運用について（平成10年10林野産第48号林野庁長官通達）」を「木材加工・流通体制整備事業等の運用について（平成10年10林野産第46号林野庁長官通知）」に、「第3の2の(1)のエの(イ)又は(2)のオの(イ)」を「第3の2の(2)のアの(イ)」に改め、「又は再編整備事業実施計画」を削り、同項第2号中「第3の2の(1)のエの(ハ)又は(2)のオの(ハ)」を「第3の2の(2)のアの(イ) i」に改め、同項を同事項第25項とし、同事項中第27項を第26項とし、第28項を第27項とし、第29項を第28項とし、同事項第30項各号を次のように改め、同項を同事項第29項とする。

- (1) 第6条ただし書の規定に基づき、開園時間の臨時の変更の承認をすること。
- (2) 第7条ただし書の規定に基づき、休園日に開園し、又は臨時に休園する場合の承認をすること。
- (3) 第12条第1項の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、青少年の森の管理に係る業務を行うこと。
- (4) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下この項から31の項までにおいて「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。
- (5) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。
- (6) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下この項から31の項までにおいて「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。
- (7) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第31項中「北海道立二十一世紀の森条例」を「北海道立21世紀の森条例」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同事項第30項とする。

- (1) 第6条ただし書の規定に基づき、開園時間の臨時の変更の承認をすること。

- (2) 第7条ただし書の規定に基づき、休園日に開園し、又は臨時に休園する場合の承認をすること。
- (3) 第12条第1項の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、21世紀の森の管理に係る業務を行うこと。
- (4) 指定手続条例第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。
- (5) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。
- (6) 指定手続規則第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。
- (7) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第32項各号を次のように改め、同項を同事項第31項とする。

- (1) 第6条ただし書の規定に基づき、開園時間の臨時の変更の承認をすること。
- (2) 第7条ただし書の規定に基づき、休園日に開園し、又は臨時に休園する場合の承認をすること。
- (3) 第12条第1項の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、トムテ文化の森の管理に係る業務を行うこと。
- (4) 指定手続条例第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。
- (5) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。
- (6) 指定手続規則第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。
- (7) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項中「分掌事項」の次に「（石狩支庁、檜山支庁、後志支庁、空知支庁、日高支庁、釧路支庁及び根室支庁に限る。）」を加え、同事項第1項第6号中「第27条の23第1項」を「第27条の26第1項」に、「経営に関する客観的事項の審査（同条第2項の経営規模の認定に限る。）」を「経営規模等評価」に改め、同項第7号中「又は当該発注者」を削り、同項第8号中「（第27条の23第2項の経営規模の認定に係るものに限る。）」を削り、同事項第4項中「事務」の次に「（第8号に掲げる事務にあつては、石狩支庁を除く。）」を加え、第10号を第11号とし、第9号を第8号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第12条第1項及び第3項の規定による報告を受理すること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項に次の1項を加える。

13 北海道営住宅条例の施行に関する事務

(1) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。

(2) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。

(3) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。

(4) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。

別表第4の野幌森林公園事務所の事項第2項第4号を削り、同事項第4項第1号中「第46条第2項」を「第66条第2項」に、「に同意し」を「を受け」に、「とる」を「執る」に、「地域施業計画」を「地域施業計画樹立」に改め、同事項第5項第1号中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同項第2号中「第7条第5項及び第6項」を「第10条第6項及び第7項」に改め、同項第10号中「第14条第1項」を「第38条第1項」に改め、「実地調査」の次に「のため、職員に他人の土地への立入り等」を加え、同号を同項第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号。以下この項において「規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、施設の供用開始の期日を延期すること。

(5) 規則第11条第1項の規定に基づき、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させること。

別表第4の野幌森林公園事務所の事項第5項第9号を削り、同項第8号中「第11条」を「第23条」に、「及び第4号」を「、第3号、第8号及び前号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第7号中「第10条」を「第22条」に、「原状回復」を「中止等」に、「とる」を「執る」に、「及び第4号」を「、第3号及び第8号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第6号中「第9条第6項」を「第21条第6項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号中「第9条第4項」を「第21条第4項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号中「第9条第2項」を「第21条第2項」に、「とる」を「執る」に改め、同号を同項第8号とし、同項第3号中「第9条第1項」を「第21条第1項」に、「同条同項各号」を「同項各号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第2号の次に次の4号を加える。

(3) 第11条第4項第6号の規定に基づき、利用調整地区への立入りを許可すること。

(4) 第13条第1項の規定に基づき、利用調整地区への立入りを認定すること。

(5) 第13条第4項及び第5項の規定に基づき、立入認定証の交付及び再交付を行うこと。

(6) 第19条第1項の規定に基づき、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し報告を求め、又は職員に指定認定機関の事務所に立ち入らせ、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第4の開拓記念館の事項第2項第4号を削り、同事項第4項各号を次のように改める。

(1) 第6条ただし書の規定に基づき、臨時の開村時間の変更の承認をすること。

(2) 第7条ただし書の規定に基づき、休村日の開村又は臨時休村の承認をすること。

(3) 第16条の規定に基づき、展示建造物等又は管理棟の模写品等の刊行等を承認すること。

(4) 第17条第1項の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、開拓の村の管理に係る業務を行うこと。

(5) 北海道立開拓の村管理規則（昭和58年北海道規則第21号。以下この項において「管理規則」という。）第5条第1号シの規定に基づき、同号アからサまでに掲げる者に準ずる者と認めること。

(6) 管理規則第5条第2号の規定に基づき、特別な理由があると認めること。

(7) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。

(8) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。

(9) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。

(10) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。

別表第4の開拓記念館の事項第5項を削り、同表の農業大学の事項第1項第2号中「第8条第1項第6号」を「第8条第6号」に改め、同表の保健福祉事務所の事項第7項第7号を削り、同項中第8号を第7号とし、第9号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、同項第14号中「第17条の28」を「第17条の28第1項」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第15号を第10号とし、第16号を第11号とし、第17号を第12号とし、同項第18号中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第19号を第14号とし、同項第20号中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第21号を第16号とし、第22号を

第17号とし、同項第23号中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第24号を第19号とし、同項第25号中「第40条第1項」を「第40条」に、「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第26号を第21号とし、第27号から第31号までを5号ずつ繰り上げ、同事項第9項第16号中「昭和38年北海道規則第152号」の次に「。以下この項において「規則」という。」を加え、同号を同項第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 規則第13条の規定に基づき、設置者からの報告書を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第9項中第15号を第16号とし、同号の次に次の4号を加える。

(17) 第29条第1項の規定に基づき、有料老人ホームの設置の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(18) 第29条第2項の規定に基づき、有料老人ホームの届出事項の変更、事業の休止若しくは廃止の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(19) 第29条第6項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者若しくは管理者等に対して報告を求め、又は職員に、質問させ、当該施設等に立ち入り、設備等の検査をさせること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(20) 第29条第8項及び第9項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者に対して、改善に必要な措置を採るべきことを命じ、及びその旨を公示すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

別表第4の保健福祉事務所の事項第9項第14号中「第18条の2第1項」を「第18条の2第2項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 第18条の2第1項の規定に基づき、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対し、改善に必要な措置を採るべきことを命ずること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第10項中第18号を第64号とし、同号の次に次の10号を加える。

(65) 施行令第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人の指定の更新をすること。

(66) 施行令第11条の4第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人の指定内容の変更又は受託事務の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。

(67) 施行令第11条の4第2項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人の指定の変更等の届出があった旨を市町村長に通知すること。

(68) 施行令第11条の5の規定に基づき、指定市町村事務受託法人であった者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させること。

(69) 施行令第11条の6第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人に対し、要件を満たすべきことを勧告すること。

(70) 施行令第11条の6第2項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(71) 施行令第11条の6第3項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(72) 施行令第11条の6第5項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人が要件を満たしていない旨の市町村からの通知を受理すること。

(73) 施行令第11条の7第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(74) 施行令第11条の7第2項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第10項中第17号を第63号とし、同項第16号中「第92条」を「第92条第1項」に、「取り消す」を「取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同号を同項第48号とし、同号の次に次の14号を加える。

(49) 第92条第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

(50) 第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。

(51) 第115条の6第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類等を検査させること。

(52) 第115条の7第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。

(53) 第115条の7第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(54) 第115条の7第3項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(55) 第115条の7第5項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。

(56) 第115条の8第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(57) 第115条の8第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

(58) 第115条の18の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の

届出を受理すること。

(59) 第115条の29第4項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。

(60) 第115条の29第5項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して処分をした旨を市町村長に通知すること。

(61) 第115条の29第6項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(62) 第115条の29第7項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定の取消し又は効力の停止が適当である旨を市町村長に通知すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第10項中第15号を第43号とし、同号の次に次の4号を加える。

(44) 第91条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。

(45) 第91条の2第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(46) 第91条の2第3項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(47) 第91条の2第5項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設が適正な運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第10項第14号中「第90条」を「第90条第1項」に改め、「命じ」の次に「、出頭を求め」を、「、若しくは」の次に「施設に立ち入り、」を加え、同号を同項第42号とし、同項中第13号を第41号とし、同項第12号中「第84条」を「第84条第1項」に、「取り消す」を「取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同号を同項第38号とし、同号の次に次の2号を加える。

(39) 第86条第3項（第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。

(40) 第86条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を更新すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第10項第11号中「第83条」を「第83条第1項」に、「命じ」の次に「、出頭を求め」を、「、若しくは」の次に「事業所に立ち入り、」を加え、同号を同項第33号とし、同号の次に次の4号を加える。

(34) 第83条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。

(35) 第83条の2第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(36) 第83条の2第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(37) 第83条の2第5項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が適正な事業の運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第10項中第10号を第32号とし、第9号を第29号とし、同号の次に次の2号を加える。

(30) 第78条の10の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定等の届出を受けること。

(31) 第79条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を更新すること。
別表第4の保健福祉事務所の分掌事項第10項中第8号を第28号とし、同項第7号中「第77条」を「第77条第1項」に、「取り消す」を「取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同号を同項第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 第77条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が指定の処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第10項第6号中「第76条」を「第76条第1項」に改め、「命じ」の次に「、出頭を求め」を、「、若しくは」の次に「事業所に立ち入り、」を加え、同号を同項第21号とし、同号の次に次の4号を加える。

(22) 第76条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。

(23) 第76条の2第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(24) 第76条の2第3項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(25) 第76条の2第5項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第10項中第5号を第20号とし、同項第4号中「第53条第1項」を「第53条第1項本文」に改め、「限る」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同号を同項第7号とし、同号の次に次の12号を加える。

(8) 第69条の4の規定に基づき、介護支援専門員の氏名等の変更の届出を受理すること。

(9) 第69条の5の規定に基づき、介護支援専門員の死亡等の届出を受理すること。

(10) 第69条の6の規定に基づき、介護支援専門員の登録を消除すること。

(11) 第69条の7第6項の規定に基づき、介護支援専門員から介護支援専門員証の返納を受けること。

- (12) 第69条の7第7項の規定に基づき、介護支援専門員から介護支援専門員証の提出を受けること。
- (13) 第69条の7第8項の規定に基づき、介護支援専門員に対し、介護支援専門員証を返還すること。
- (14) 第69条の38第1項の規定に基づき、介護支援専門員に対し、必要な報告を求めること。
- (15) 第69条の38第2項の規定に基づき、介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は指定する研修を受けるよう命ずること。
- (16) 第69条の38第3項の規定に基づき、介護支援専門員に対し、1年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止すること。
- (17) 第69条の39第1項から第3項までの規定に基づき、介護支援専門員又は介護支援専門員証の交付を受けていないものの登録を消除すること。
- (18) 第70条第4項（第70条の2第4項（第115条の10において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (19) 第70条の2第1項（第115条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を更新すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第10項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、同項第1号中「第41条第1項」を「第41条第1項本文」に改め、「認知症対応型共同生活介護」を削り、「第5号から第7号まで」を「以下この項」に改め、同号を同項第4号とし、同項に第1号から第3号までとして次のように加える。

- (1) 第24条第1項の規定に基づき、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者（居宅サービス事業（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を行うものに限る。）、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護老人福祉施設、介護予防サービス事業（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を行うものに限る。）、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業に係るものに限る。）に対し、報告若しくはサービス提供記録等の提示を命じ、又は職員に質問させること。
- (2) 第24条第2項の規定に基づき、介護給付等を受けた被保険者等に対し、報告を命じ、又は職員に質問させること（前号の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護老人福祉施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業に係るものに限る。）。
- (3) 第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項第24号及び第25号を削り、同項第23号中「第114条」を「第114条第1項」に、「取り消す」を「取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同号を同項第46号とし、同号の次に次の11号を加える。

- (47) 第114条第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (48) 第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定内容の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受けること。
- (49) 第115条の6第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類等を検査させること。
- (50) 第115条の7第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、勧告すること。
- (51) 第115条の7第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (52) 第115条の7第3項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (53) 第115条の7第5項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (54) 第115条の8第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (55) 第115条の8第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (56) 第115条の29第4項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。
- (57) 第115条の29第6項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又はその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中第22号を第41号とし、同号の次に次の4号を加える。
- (42) 第113条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設に対し、期限を定めて勧告すること。
- (43) 第113条の2第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (44) 第113条の2第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(45) 第113条の2第5項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が適正な運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項第21号中「第112条」を「第112条第1項」に改め、「命じ」の次に「、出頭を求め」を、「、若しくは」の次に「施設に立ち入り、」を加え、同号を同項第40号とし、同項中第20号を第39号とし、第19号を第38号とし、同項第18号中「取り消す」を「取り消し、又はその許可の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同号を同項第34号とし、同号の次に次の3号を加える。

(35) 第104条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設が許可の処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

(36) 第107条第5項（第107条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。

(37) 第107条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を更新すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項第17号中「第103条第1項」を「第103条第3項」に、「運営の改善又は」を「勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその」に改め、同号を同項第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

(33) 第103条第5項の規定に基づき、介護老人保健施設が基準に適合しなくなった旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項第16号中「第102条」を「第102条第1項」に改め、同号を同項第29号とし、同号の次に次の2号を加える。

(30) 第103条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。

(31) 第103条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中第15号を第28号とし、同項第14号中「命じ」の次に「、出頭を求め」を、「、若しくは」の次に「施設に立ち入り、」を加え、同号を同項第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 第100条第3項の規定に基づき、処分が行われる必要がある旨の通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中第13号を第25号とし、第12号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 第98条第1項第4号の規定に基づき、介護老人保健施設の広告事項を許可すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中第11号を第22号とし、第10号を第19号とし、同号の次に次の2号を加える。

(20) 第94条第6項（第94条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。

(21) 第94条の2第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の許可を更新すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中第9号を第18号とし、同項第8号中「第77条」を「第77条第1項」に、「取り消す」を「取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同号を同項第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 第77条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が指定の処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項第7号中「第76条」を「第76条第1項」に改め、「命じ」の次に「、出頭を求め」を、「、若しくは」の次に「事業所に立ち入り、」を加え、同号を同項第11号とし、同号の次に次の4号を加える。

(12) 第76条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。

(13) 第76条の2第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(14) 第76条の2第3項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(15) 第76条の2第5項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中第6号を第10号とし、同項第5号中「第72条第1項ただし書」の次に「（第115条の10において準用する場合を含む。）」を、「指定居宅サービス事業者」の次に「又は指定介護予防サービス事業者」を加え、同号を同項第9号とし、同項第4号中「第71条第1項ただし書」の次に「（第115条の10において準用する場合を含む。）」を加え、「保険医療機関、特定承認保険医療機関又は保険薬局」を「病院等」に改め、「指定居宅サービス事業者」の次に「又は指定介護予防サービス事業者」を加え、同号を同項第8号とし、同項第3号中「第53条第1項」を「第53条第1項本文」に改め、「限る」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 第70条第4項（第70条の2第4項（第115条の10において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。

(7) 第70条の2第1項（第115条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を更新すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項中第2号を第4号とし、同項第1号中「第41条第1項」を「第41条第1項本文」に、「第6号から第8号まで」を「以下この項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次のように加える。

(1) 第24条第1項の規定に基づき、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者（居宅サービス事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハ

ビリテーション及び短期入所療養介護に係るものに限る。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護予防サービス事業（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護に係るものに限る。）に係るものに限る。）に対し、報告若しくは居宅サービス等の提供の記録等の提示を命じ、又は職員に質問させること。

- (2) 第24条第2項の規定に基づき、介護給付等を受けた被保険者等に対し、報告を命じ、又は職員に質問させること（前号の居宅サービス事業、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護予防サービス事業に係るものに限る。）。

別表第4の保健福祉事務所の事項第14項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを削り、第8号を第3号とし、第9号から第12号までを5号ずつ繰り上げ、同項第13号中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第14号を第9号とし、同項第15号中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同号を同項第10号とし、同項第16号中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同号を同項第11号とし、同項第17号中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第18号を第13号とし、第19号から第26号までを5号ずつ繰り上げ、同事項第15項第1号中「第17条第3項」を「第17条第4項」に改め、同項中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を第3号とし、第9号を第4号とし、同項第10号中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第11号を第6号とし、同項第12号中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 第34条の4第1項の規定に基づき、障害児相談支援事業等を行う者に対して、報告を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (9) 第34条の5の規定に基づき、児童居宅生活支援事業等を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第15項中第13号を第10号とし、第14号から第34号までを3号ずつ繰り上げ、第35号及び第36号を削り、同事項第16項の次に次の1項を加える。

17 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に関する事務

- (1) 第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定すること。
- (2) 第37条第1項の規定に基づき、指定障害者福祉サービス事業者の指定の変更をすること。
- (3) 第39条第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の変更をすること。
- (4) 第41条第1項の規定に基づき、指定障害者福祉サービス事業者の指定の更新をすること。

- (5) 第46条第1項の規定に基づき、指定障害者福祉サービス事業者の指定内容の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- (6) 第48条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類等の提出若しくは提示を命じ、従業者等に対し出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類等を検査させること。
- (7) 第49条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (8) 第49条第4項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表を行うこと。
- (9) 第49条第5項及び第6項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、及びその旨を公示すること。
- (10) 第49条第7項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者が適正な運営をしていない旨の市町村からの通知を受理すること。
- (11) 第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者に係る指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (12) 第50条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者が処分事由に該当する旨の市町村からの通知を受理すること。
- (13) 第51条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定等の公示を行うこと。

別表第4の保健所の事項第9項の次に次の1項を加える。

10 障害者自立支援法の施行に関する事務（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「施行令」という。）第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）

- (1) 第52条第1項の規定に基づき、自立支援医療費の支給認定を行うこと。
- (2) 第54条第2項の規定に基づき、支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関を定めること。
- (3) 第54条第3項の規定に基づき、医療受給者証を交付すること。
- (4) 第56条第2項の規定に基づき、支給認定の変更の認定を行うこと。
- (5) 第56条第4項の規定に基づき、医療受給者証に認定に係る事項を記載し、及びこれを返還すること。
- (6) 第57条第1項の規定に基づき、支給認定を取り消すこと。
- (7) 第57条第2項の規定に基づき、取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めること。
- (8) 第66条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関等に対し、報告若しくは診療録等の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は職員に質問若しくは検査させるこ

と。

- (9) 施行令第32条第1項の規定に基づき、支給認定障害者等の氏名等の変更の届出を受理すること。
- (10) 施行令第33条第1項の規定に基づき、医療受給者証の再交付を行うこと。
- 別表第4の森づくりセンターの事項第4項各号を次のように改める。
- (1) 第6条第2項の規定に基づき、臨時の利用日又は利用時間の変更の承認をすること。
- (2) 第13条第1項の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、道民の森の管理に係る業務を行うこと。
- (3) 北海道立道民の森管理規則（平成2年北海道規則第51号）第5条第1項又は第4項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる行為を許可し、又は許可を取り消すこと。
- (4) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。
- (5) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。
- (6) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。
- (7) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。
- 別表第4の森づくりセンターの事項第5項を削り、同表の土木現業所の事項第13項中第30号を第35号とし、同号の次に次の11号を加える。
- (36) 条例第15条の規定に基づき、使用料を減免すること。
- (37) 条例第17条第1項の規定に基づき、公共下水道の敷地等の占用を許可すること。
- (38) 条例第19条の規定に基づき、占用料を減免すること。
- (39) 条例第20条の規定に基づき、占用料の全部又は一部を返還すること。
- (40) 条例第21条の規定に基づき、条例第17条第1項の許可を取り消すこと。
- (41) 条例第22条第1項ただし書及び第2項の規定に基づき、公共下水道の敷地等を原状に回復することが不適当と認めること及びその場合の措置について必要な指示をすること。
- (42) 北海道流域下水道条例（昭和54年北海道条例第19号。以下この項において「流域下水道条例」という。）第5条の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、流域下水道の管理に係る業務を行うこと。
- (43) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと（流域

下水道条例第3条の規定により流域下水道の管理を指定管理者に行わせる場合に限る。）。

- (44) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと（流域下水道条例第3条の規定により流域下水道の管理を指定管理者に行わせる場合に限る。）。
- (45) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと（流域下水道条例第3条の規定により流域下水道の管理を指定管理者に行わせる場合に限る。）。
- (46) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと（流域下水道条例第3条の規定により流域下水道の管理を指定管理者に行わせる場合に限る。）。
- 別表第4の土木現業所の事項第13項中第29号を第34号とし、第28号を第33号とし、同項第27号中「この項中」を「この項において」に改め、同号を同項第32号とし、同項中第26号を第30号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (31) 第39条の2の規定に基づき、特定施設の設置者から下水を排除する事業場等の状況等に関し必要な報告を徴すること。
- 別表第4の土木現業所の事項第13項中第25号を第29号とし、第24号を第28号とし、第23号を第27号とし、同項第22号中「第37条の3」を「第37条の2」に改め、同号を同項第26号とし、同項中第21号を第25号とし、第18号から第20号までを4号ずつ繰り下げ、同項第17号中「同条各号」を「同項各号」に改め、同号を同項第20号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (21) 第25条の6の規定に基づき、流域下水道の供用の開始等について、流域関連公共下水道管理者に通知すること。
- 別表第4の土木現業所の事項第13項第16号中「調整し」を「調製し」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第15号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (18) 第21条の2（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき、発生汚泥等について適切に処理すること。
- 別表第4の土木現業所の事項第13項中第14号を第16号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第12条の9」を「第12条の10」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号の次に次の2号を加える。
- (8) 第12条の9第1項の規定に基づき、事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受理すること。
- (9) 第12条の9第2項の規定に基づき、応急の措置を講ずべきことを命ずること。
- 別表第4の土木現業所の事項第14項第1号及び第3号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同項中第14号を削り、第13号を第16号とし、同号の次に次の5号を加える。

(17) 条例第14条第1項の規定に基づき、知事がやむを得ない事情があると認める場合に、都市公園の管理に係る業務を行うこと。

(18) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。

(19) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行うこと。

(20) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。

(21) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。

別表第4の土木現業所の事項第14項中第12号を第15号とし、第11号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 条例第8条第2項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する場合において、条例第8条第1項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。

別表第4の土木現業所の事項第14項第10号中「第7条」を「第7条ただし書」に改め、「に基づき、」の次に「緊急の必要がある場合に」を加え、同号を同項第12号とし、同項第9号を削り、同項第8号中「北海道立都市公園条例（以下この項中「条例」という。）」を「条例」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号を削り、同項第6号中「第12条」を「第28条」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下この項において「条例」という。）条例第2条の3の規定に基づき、利用の期間又は時間の変更に係る承認をすること。

別表第4の土木現業所の事項第14項第5号中「第11条第2項」を「第27条第2項」に、「許可を受けた者に対し、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は公示の中止その他」を「第27条第1項に規定する処分をし、又は同項に規定する」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 第27条第3項の規定に基づき、必要な措置を命ずべき所有者等を確知できない場合に当該措置を自ら行うこと及びその措置を行うべき旨をあらかじめ公告すること。

(8) 第27条第4項から第7項までの規定に基づき、所有者等を確知できない工作物等の保管、返還、売却等を行うこと。

別表第4の土木現業所の事項第14項第4号中「第11条第1項」を「第27条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第17条の規定に基づき、都市公園台帳を作成し、及び保管すること。

別表第4の土木現業所の事項第18項の次に次の14項を加える。

19 建設業法の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）

(1) 第3条第1項の規定に基づき、建設業者の許可をすること。

(2) 第11条の規定に基づき、変更等の届出を受理すること。

(3) 第12条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。

(4) 第19条の5の規定に基づき、建設業者と請負契約を締結した発注者に対して、勧告をすること。

(5) 第24条の6第3項の規定に基づき、特定建設業者からの通報を受けること。

(6) 第27条の26第1項の規定に基づき、建設業者の経営規模等評価を行うこと。

(7) 第27条の27の規定に基づき、当該建設業者に対し、審査の結果を通知すること。

(8) 第27条の28の規定に基づき、経営規模等評価の再審査を行うこと。

(9) 第28条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、建設業を営む者に対して、必要な指示をすること。

(10) 第28条第3項及び第5項の規定に基づき、建設業を営む者に対して、営業の停止を命ずること。

(11) 第28条第7項の規定に基づき、注文者に対して、勧告をすること。

(12) 第29条の規定に基づき、建設業者の許可を取り消すこと。

(13) 第29条の2第1項の規定に基づき、建設業者の所在地等を確知できない旨を公告し、及び建設業者の許可を取り消すこと。

(14) 第29条の3第3項の規定に基づき、建設工事の施工の差止めを命ずること。

(15) 第29条の4の規定に基づき、新たに営業を開始することを禁止すること。

(16) 第29条の5第1項の規定に基づき、監督処分を行った旨を公告すること。

(17) 第30条の規定に基づき、利害関係人からの不正事実の申告により適当な措置をとること。

(18) 第31条の規定に基づき、建設業を営む者から報告を徴し、又は職員に営業所等への立入検査を行わせること。

(19) 第41条第1項の規定に基づき、建設業を営む者及び建設業者団体に対して、指導、助言及び勧告を行うこと。

(20) 第41条第2項及び第3項の規定に基づき、特定建設業者に対して、立替払等を勧告すること。

(21) 建設業法施行規則第21条の規定に基づき、再審査の結果を当該建設業者に通知し、及び再審査の結果が審査の結果と異なることとなった場合において当該発注者に通知すること。

20 建設機械抵当法施行令の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）

(1) 第7条の規定に基づき、打刻又は検認を拒否すること。

(2) 第8条の規定に基づき、建設機械の打刻及び検認を行うこと。

- (3) 第9条第1項の規定に基づき、建設機械打刻証明書及び建設機械打刻検認証明書を交付すること。
- 21 浄化槽法の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）
- (1) 第5条第3項の規定に基づき、浄化槽の設置等の届出をした者に対して、計画の変更又は廃止を命ずること。
- (2) 第23条第1項及び第2項の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録をし、及びその旨を申請者に通知すること。
- (3) 第24条の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を拒否し、及びその旨を申請者に通知すること。
- (4) 第25条の規定に基づき、変更の届出を受理し、又は変更があった事項の登録等を行うこと。
- (5) 第26条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- (6) 第27条の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を抹消し、及びその旨を廃業等の届出をした者に通知すること。
- (7) 第28条第2項の規定に基づき、浄化槽工事の施行の差止めを命ずること。
- (8) 第32条第1項の規定に基づき、浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすること。
- (9) 第32条第2項及び第3項の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を取り消し、及びその旨を通知し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (10) 第33条第3項の規定に基づき、浄化槽工事の開始等の届出を受理すること（建設業法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事以外の者から許可を受けている建設業者に係るものを除く。）。
- (11) 第53条第1項の規定に基づき、浄化槽工事業者から報告を徴すること（建設業法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事以外の者から同法別表下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者に係るものを除く。）。
- (12) 第53条第2項の規定に基づき、職員に、浄化槽工事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせること（建設業法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事以外の者から同法別表下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者に係るものを除く。）。
- 22 建築基準法の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）
- (1) 第9条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、必要な措置をとることを命ずること。
- (2) 第9条第7項の規定に基づき、建築主等に対し、使用禁止又は使用制限を命ずること。
- (3) 第9条第10項の規定に基づき、建築主等に対し、施工の停止等を命ずること。
- (4) 第10条第1項の規定に基づき、建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者

- に対し、必要な措置をとることを勧告すること。
- (5) 第10条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく勧告に係る措置をとることを命ずること。
- (6) 第10条第3項の規定に基づき、建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な措置をとることを命ずること。
- (7) 第11条第1項の規定に基づき、建築物の除去等を命ずること。
- (8) 第12条第1項及び第3項の規定による報告を受理すること。
- (9) 第45条第1項の規定に基づき、私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限すること。
- (10) 第48条第13項ただし書の規定に基づき、建築物を許可すること。
- (11) 建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定に基づき、建築物の外壁及び軒裏について、その周囲の状況により延焼防止上支障がないと認めること。
- 23 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）
- (1) 第4条第1項の規定に基づき、特別特定建築物の建築等を行う者に対し、必要な措置をとることを命ずること。
- (2) 第4条第3項の規定に基づき、特別特定建築物の建築等を行う者に対し、報告させ、又は職員に特別特定建築物等に立入検査させること。
- (3) 第5条第3項の規定に基づき、特定建築物の建築等を行う者に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (4) 第6条第3項又は第7条第1項の規定に基づき、特定建築物に係る計画又は計画の変更の認定を行うこと。
- (5) 第6条第5項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定建築物の建築の計画又は計画の変更を建築主事に通知すること。
- (6) 第10条の規定に基づき、認定建築物に係る報告を徴すること。
- (7) 第11条の規定に基づき、認定事業者に対し、認定建築物に係る必要な改善措置を命ずること。
- (8) 第12条の規定に基づき、特定建築物に係る計画の認定を取り消すこと。
- 24 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）
- (1) 第4条第1項の規定に基づき、特定建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (2) 第4条第2項の規定に基づき、特定建築物の所有者に対し、必要な指示をすること。
- (3) 第5条第3項又は第6条第1項の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画又は計画の変更の認定を行うこと。
- (4) 第5条第8項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建

建築物の耐震改修の計画又は計画の変更の認定に係る通知を建築主事に行うこと。

- (5) 第8条の規定に基づき、認定事業者に対し、認定建築物に係る必要な改善措置を命ずること。
- (6) 第9条の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画の認定を取り消すこと。
- 25 建築士法の施行に関する事務(支庁長の権限とされているものを除く。)
- (1) 第4条第2項及び第3項の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の免許を与えること。
- (2) 第5条第1項及び第2項の規定に基づき、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録し、及び免許証を交付すること。
- (3) 第5条の2第1項の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の住所等の届出を受理すること。
- (4) 第5条の2第2項及び第3項の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の住所等の変更の届出を受理すること。
- (5) 第9条の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消すこと。
- (6) 第23条第1項及び第3項の規定に基づき、建築士事務所について登録し、及び更新すること。
- (7) 第23条の4第1項及び第2項の規定に基づき、建築士事務所の登録を拒否すること。
- (8) 第23条の5の規定に基づき、登録事項の変更届を受理すること。
- (9) 第23条の6の規定に基づき、建築士事務所の廃業等の届出を受理すること。
- (10) 第23条の7第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を抹消すること。
- (11) 第23条の8の規定に基づき、登録簿を一般の閲覧に供すること。
- (12) 第26条第1項又は第2項の規定に基づき、建築士事務所の登録を取り消し、又は閉鎖を命ずること。
- (13) 第26条の2の規定に基づき、建築士事務所の開設者又は建築士に対し、報告を求め、又は職員に検査させること。
- 26 宅地建物取引業法(第16条、第17条、第22条の2(同条第7項及び第8項並びに宅地建物取引業法施行規則第14条の13の住所変更に係る事務を除く。)、第73条及び第74条の規定を除く。)の実施に関する事務を行うこと(支庁長の権限とされているものを除く。)
- 27 新住宅市街地開発法の施行に関する事務(支庁長の権限とされているものを除く。)
- (1) 第34条第3項の規定に基づき、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨の標識を設置すること。
- 28 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務(支庁長の権限とされているものを除く。)
- (1) 第10条第1項及び第2項の規定に基づき、対象建設工事の届出を受理すること。

- (2) 第10条第3項の規定に基づき、分別解体等の計画の変更等を命ずること。
- (3) 第11条の規定に基づき、国の機関等から対象建設工事に係る通知を受理すること。
- (4) 第14条の規定に基づき、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすること。
- (5) 第15条の規定に基づき、分別解体等の方法の変更等を命ずること。
- (6) 第18条第2項の規定に基づき、発注者からの申告を受けること。
- (7) 第23条の規定に基づき、解体工事業者の登録をし、及びその旨を申請者に通知すること。
- (8) 第24条の規定に基づき、解体工事業者の登録を拒否し、及びその旨を申請者に通知すること。
- (9) 第25条の規定に基づき、変更の届出を受理し、及び届出があった事項の登録を行うこと。
- (10) 第26条の規定に基づき、解体工事業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- (11) 第27条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- (12) 第28条の規定に基づき、解体工事業者の登録を抹消すること。
- (13) 第29条第2項の規定に基づき、解体工事の施工の差止めを命ずること。
- (14) 第35条の規定に基づき、解体工事業者の登録を取り消し、及びその旨を通知し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (15) 第37条第1項の規定に基づき、解体工事業を営む者から報告を徴し、又は職員に、営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- (16) 第42条第1項の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関し報告をさせること。
- (17) 第43条第1項の規定に基づき、職員に、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること(分別解体等に係るものに限る。)
- 29 北海道福祉のまちづくり条例の施行に関する事務(支庁長の権限とされているものを除く。)
- (1) 第19条の規定に基づき、公共的施設の新築等の届出を受理すること。
- (2) 第20条の規定に基づき、公共的施設の新築等の届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (3) 第21条第1項及び第2項の規定に基づき、公共的施設の新築等の届出をした者に対し、必要な指示をすること。
- (4) 第21条第3項の規定に基づき、届出をせずに公共的施設の新築等の工事に着手した者に対し、届出をすべきことを指示すること。
- (5) 第22条第1項の規定に基づき、必要な報告を求め、又は立入検査をすること。
- (6) 第26条の規定に基づき、公共的施設に係る認定証を交付すること。

30 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）

- (1) 第15条の規定に基づき、建築物に関する指導及び助言等を行うこと。
- (2) 第15条の2第1項及び第2項の規定に基づき、特定建築物に関する届出の受理及び特定建築主に対する指示を行うこと。
- (3) 第25条第4項の規定に基づき、報告及び立入検査を行うこと。

31 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）の施行に関する事務

- (1) 第4条第1項の規定に基づき、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を受理すること。
- (2) 第4条第2項の規定に基づき、電線又は電柱の設置及び管理を行う者に対し、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を勧告すること。
- (3) 第4条第4項の規定に基づき、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を却下すること。
- (4) 第5条第1項及び第2項の規定に基づき、電線共同溝を建設し、並びに電線共同溝の占用予定者から意見を聴取し、及び電線共同溝整備計画を策定すること。
- (5) 第6条第2項の規定に基づき、電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出を受理すること。
- (6) 第10条及び第11条第1項の規定に基づき、電線共同溝の占用の許可をすること。
- (7) 第12条第1項の規定に基づき、電線共同溝の占用に係る変更の許可をすること。
- (8) 第14条第2項の規定に基づき、許可に基づく地位の承継の届出を受理すること。
- (9) 第15条第1項の規定に基づき、許可に基づく権利の譲渡の承認をすること。
- (10) 第16条第2項及び第17条第1項の規定に基づき、電線共同溝を占用する者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (11) 第17条第2項の規定に基づき、第17条第1項の規定による命令を受けた者に対し、損失補償を行うこと。
- (12) 第17条第4項の規定に基づき、補償金額を第17条第1項に規定する必要を生じさせた者に負担させること。
- (13) 第20条第2項の規定に基づき、原状の回復について必要な指示をすること。
- (14) 第21条の規定に基づき、国からの協議を受けること。
- (15) 第26条の規定に基づき、許可若しくは承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は電線共同溝の占用予定者等の地位を取り消すこと。

32 北海道営住宅条例の施行に関する事務（支庁長の権限とされているものを除く。）

- (1) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この項において「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、協定の締結を行うこと。
- (2) 指定手続条例第12条第1項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示を行う

こと。

- (3) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「指定手続規則」という。）第10条の規定に基づき、事業報告書の提出を受け、並びにその内容を審査し、及び必要な指示等を行うこと。
- (4) 指定手続規則第11条第3項の規定に基づき、管理の目標に係る達成状況に関する事項について定期的に公表すること及び目標を達成できるよう指定管理者に対する指示等を行うこと。

別表第6の部長の決裁事項の項中「部内室にあっては部内室長」を「総務部危機対策局にあっては危機対策局長」に改め、「（総務部行政改革室にあっては行政改革課長、総務部危機対策室にあっては防災消防課長、総務部大学改革推進室にあっては大学改革推進室長が指定する参事、企画振興部計画室にあっては計画室長が指定する参事、企画振興部地域振興室にあっては地域政策課長、企画振興部地域主権推進室にあっては地域主権推進室長が指定する参事、企画振興部交通企画室にあっては交通企画課長、企画振興部IT推進室にあっては情報政策課長、環境生活部環境室にあっては環境政策課長、環境生活部生活文化・青少年室にあっては文化振興課長、保健福祉部道立病院管理室にあっては道立病院管理室参事、保健福祉部子ども未来づくり推進室にあっては子ども未来づくり推進室参事、経済部観光のくにづくり推進室にあっては経済部長が指定する観光のくにづくり推進室参事、経済部経済政策室にあっては経済政策室参事、経済部新産業振興室にあっては新産業振興室参事、農政部食の安全推進室にあっては食品政策課長、水産林務部森林環境室にあっては森林活用課長、建設部建設管理室にあっては建設情報課長、建設部建築整備室にあっては計画調整課長、出納局にあっては出納局長の指定する課長（入札管理室にあっては入札管理室参事）とする。）」を削り、同表の部次長の決裁事項の項の次に次の3項を加える。

知事室次長の決裁事項	秘書課長	知事室次長の指定する課長
局長の決裁事項	当該事務を所管する課長 （局内室にあっては室長、局次長が置かれている場合にあっては局次長）	局長の指定する課長（局内室にあっては室長が指定する参事）
室長の決裁事項	当該事務を所管する参事	室長の指定する参事

別表第6の東京事務所長の決裁事項の項中「総務課長」を「行政課長」に改め、同表の自治政策研修センター所長の決裁事項の項、文書館長の決裁事項の項及び肢体不自由者訓練センター所長の決裁事項の項を削り、同表の身体障害者リハビリテーションセンター所長の決裁事項の項中「庶務課長」を「企画調整課長」に改め、同表のみなみ学園長の決裁事項の項及び大阪事務所長の決裁事項の項を削り、同表の農業試験場長の決裁事項の項中「中央農業試験場企画情報技術センターにあっては、企画情報技術センター所長とする。）」を「中央

農業試験場遺伝資源部にあっては、遺伝資源部長)、上川農業試験場天北支場にあっては支
場長、十勝農業試験場及び北見農業試験場にあっては作物研究部長」に、「中央農業試験場
企画情報技術センターにあっては、企画情報室長とする。)」を「中央農業試験場遺伝資源
部にあっては、主幹)、上川農業試験場天北支場にあっては技術普及部長」に改め、「植
物遺伝資源センターにあっては総務課長」を削り、同表の栽培漁業総合センターの場長の決
裁事項の項及び地域農業改良普及センター所長の決裁事項の項を削り、同表の医科大学長の
決裁事項の項中「附属情報センター所長又は附属図書館長」を「附属総合情報センター所長
又は附属産学・地域連携センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第4の支庁の本庁環境生活部
の分掌事項第15項及び第16項の改正規定は、同年6月1日から施行する。